

平成 1 5 年 6 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 日 (6 月 5 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
町長行政報告.....	4
一般質問.....	7
谷 川 次 重 君.....	7
横 嶋 隆 二 君.....	16
鈴 木 久 香 君.....	34
散会宣告.....	41
署名議員.....	43

第 2 日 (6 月 6 日)

議事日程.....	45
本日の会議に付した事件.....	45
出席議員.....	45
欠席議員.....	46
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	46
職務のため出席した者の職氏名.....	46

開議宣告.....	47
会議録署名議員の指名.....	47
議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	47
議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	49
発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	51
議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	53
議第39号の上程、朗読、説明、質疑、審議中断.....	54
議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	70
発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	71
閉会中の継続調査申出書について.....	73
散会宣告.....	74
署名議員.....	75

第 3 日（6月17日）

議事日程.....	77
本日の会議に付した事件.....	77
出席議員.....	77
欠席議員.....	77
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	77
職務のため出席した者の職氏名.....	78
開議宣告.....	79
会議録署名議員の指名.....	79
議第39号の追加説明、質疑、討論、採決.....	79
閉議及び閉会宣告.....	90
署名議員.....	91

平成15年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成15年6月5日（木曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和雄君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	横田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君

総務課長	小	島	徳	三	君	企画調整 課長	谷			正	君
住民課長	内	山	力	男	君	税務課長	外	岡	茂	徳	君
健康福祉 課長	高	野		馨	君	建設課長	山	本	正	久	君
農林水産 課長	勝	田		悟	君	商工観光 課長	飯	泉		誠	君
生活環境 課長	鈴	木		勇	君	下水道 課長	佐	藤		博	君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	楠		千	代	吉	水道課長	渡	辺		正	君
会計課長	土	屋		敬	君	行 財 政 主 幹	鈴	木	博	志	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡	辺	修	治		主 事	勝	田	智	史
------	---	---	---	---	--	-----	---	---	---	---

開会宣告

議長（**霧**田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成15年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

議事日程説明

議長（**霧**田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（**霧**田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（**霧**田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 石井福光君

11番議員 藤原 栄君

会期の決定

議長（**霧**田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日より6月6日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（**霧**田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月5日より6月6日の2日間といたします。

諸般の報告

議長（**霧**田国広君） 諸般の報告を申し上げます。

平成15年3月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、

各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（**岩**田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成15年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の5項目について行政報告をいたします。

市町村合併について。

合併問題の経過報告につきましては、ことし3月の定例町議会における行政報告で1市4町1村による合併を考えている旨申し上げましたが、3月末には、松崎町、西伊豆町、賀茂村の3町村がアンケートなどの結果、西海岸3町村での合併協議を選択したため、進めてまいりました6市町村での検討・協議が崩れたのであります。

その結果、南伊豆町を含む下田市、河津町の3市町は、平成15年4月1日から下田市、河津町、南伊豆町で新たな組織を立ち上げ、その組織名を「下田市・河津町・南伊豆町合併推進協議会」とし、会長を下田市長、また事務局の体制も5月1日から新たに下田市3名、河津町2名、南伊豆町2名の職員構成で合併事務を継続することになりました。

以上のような事情により、新たな枠組みによる3市町での合併協議・検討を踏まえ、合併などに関する国や全国の市町村の動向や3市町の現況などを報告し、皆様のご理解を得るため地区説明会を5月12日の石廊崎地区を皮切りに、町内16会場において6月20日まで開催いたしているところであります。

今後は、3市町で連絡を密にし、議会のご協力を得ながら、3市町による合併協議・検討を進めてまいる所存であります。

町立三浜小学校改築工事安全祈願祭について。

町立三浜小学校の改築につきましては、平成15年3月定例町議会において、平成15年度当初予算の中で工事費を決定していただきました。4月28日に入札を行い、校舎・屋内運動場の本体につきましては、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体（代表取締役社長 河津市元氏）が、5億5,800万円で落札いたしました。電気設備につきましては、有限会社渡辺

電気商会（代表取締役 渡辺松恵氏）が 5,530万円で購入し、さらに機械設備につきましては有限会社塩崎工業（代表取締役 大野浩典氏）が 3,660万円で購入し、4月30日の臨時町議会におきまして、その契約についての議決をいただきました。

その結果、5月14日に町関係者、町議会関係者、三浜地区の区長、教育委員、学校関係者、工事関係者の約30名が列席のもとで、工事関係者主催による工事安全祈願祭が挙行されました。

旧校舎は、建築後30有余年の歳月が経過し、海岸に近いので、塩害による腐食が激しく、耐力度が低下してきましたので、改築すべく総合計画等に盛り込み、また児童や先生にも老朽校舎での学習で不便をおかけしてまいりましたところから、関係者並びにPTAの皆様方のご協力により、本年度に改築すべく準備をしてまいりました。

改築されます新校舎は、新たに屋内運動場も併設し、校舎は鉄筋コンクリートづくり2階建てで、内部は温かい雰囲気を出すため木材を多く使用しております。

1階には、普通教室3室、コミュニティスペース、校長室、職員室、保健室、事務室等を配置し、2階には普通教室3室、特別教室としてパソコン室、理科図工室、音楽室、調理室等を配置し、校舎総面積 1,666平方メートルとなります。また、屋内運動場は総面積 617平方メートルで、天井の梁の部分は大断面集積材を使用した構造となっております。

特に、建築当初から学校開放事業を想定した設計とし、地域と学校が一体となって将来を担う児童の教育とともに、地域住民の生涯学習の場として、また災害時の避難場所として活用していただけるよう配慮いたしましたところでもあります。

また、本工事の完成は、平成16年2月末を予定しており、本年度に卒業する6年生につきましては、新校舎での門出を祝福できるものと期待しております。

静岡県観光大賞受賞について。

「みなみの桜と菜の花まつり」は、例年2月5日から3月10日まで開催され、本年度で第5回目を実施いたしました。参加者は、第1回目の4万 3,000人から本年度の第5回目は29万 3,000人と回を重ねるごとに増加し、地域経済にも多大な貢献をしているものと思います。

また、このまつりの宣伝効果を上げるため「菜の花畑の結婚式」を企画し、3回の結婚式を実施したところでもあります。

花見客の増加もさることながら、町内観光関係者はもとより地域ぐるみでの出役、観光ボランティアガイドの参加、下田市観光関係者のボランティアによる出役等が総合的に評価され、静岡県観光大賞にノミネートされました。

今回、第4回目の観光大賞に、南伊豆町の「みなみの桜と菜の花まつり」が決定され、去る5月19日の静岡県観光協会の総会において「静岡県観光大賞」を受賞してまいりました。

受賞に当たり、議会の皆様のご協力と関係各位のご努力の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。

山ツツジ群生地整備について。

天神原区で地域懇談会を開催した際、山ツツジを観光的商品にできないかという意見があり、早速現地調査を行い、伊浜区、天神原区の協力により、13、14年度に雑木を整理し、群生する山ツツジの花の全景を見ることができました。15年5月5日には満開状態となり、見事な色彩に感動をしてまいりました。

昨年9月22日には、建設業協同組合、管工事組合、伊浜区、天神原区、観光関係者等にお願ひし、ボランティアとして下刈りを実施いたしました。また、本年5月11日には一般からボランティアを募集し、105名の参加者で、山ツツジの観賞を兼ね下刈りや穴埋めを行ったところでもあります。その様子がテレビ等で紹介され、翌日からはかなりの見物客が訪れたと聞いております。早くも観光協会では、16年度には「ツツジまつり」の開催を考えているようではありますが、松崎町との連携事業も具体的に進め、南伊豆町としては、当面、蛇石から現地にかけての案内板を設置していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

主要建設事業の発注状況について。

平成15年度第1四半期（4月～6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

宮前橋橋脚補修工事、262万5,000円、日本防蝕工業株式会社。

町道湊区内1号線道路維持工事、204万7,500円、栄建設株式会社。

町道下小野線道路維持工事、214万5,150円、有限会社ヤマダ組。

町道伊浜線測量設計業務委託、252万円、株式会社ウエマツコンサルティング。

手石地区配水管布設替工事（第1工区）、540万7,500円、有限会社菊池設備工業。

町立三浜小学校校舎・屋内運動場建設工事（本体）、5億8,590万円、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体。

町立三浜小学校校舎・屋内運動場建設工事（電気設備）、5,806万5,000円、有限会社渡辺電気商会。

町立三浜小学校校舎・屋内運動場建設工事（機械設備）、3,843万円、株式会社塩崎工業。

町立三浜小学校校舎・屋内運動場建築施工監理業務委託、1,023万7,500円、株式会社池田建築設計事務所。

以上で、平成15年6月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（田国広君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（田国広君） これより一般質問を行います。

谷川次重君

議長（田国広君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

混迷の時代と言われる先行きの見えない閉塞感に満ちた時代が続いていますが、その中でもう一度自分を、社会を見つめ直そうという動きが出てきています。最近よく言われるまちづくりもその一環だと考えます。町長がよく言われています「本物」を求める時代になってきているのかもしれませんが。

まちづくりについて作家の童門冬二氏は、「求められるのは地域の「らしさ」の創造」。南伊豆町らしさとかいう、その「創造」であると講演されていますし、大分県湯布院町は、住みよいまちこそすぐれた観光地であるとの思いで、潤いのあるまちづくり条例を制定し、現在の年間400万人近い観光客を迎えるまちをつくってきたとも聞いております。

たとえ合併が進んだとしても、今の南伊豆はもっともっと南伊豆町らしさを発揮していくべきであり、合併するそれぞれのまちがそれぞれの地域の特色を生かした「地域のらしさ」を求めていくべきであるとの思いから、先ほど町長の行政報告にありましたが、長者ヶ原山ツツジ群生地整備についてお尋ねをいたします。

私も、先日行われましたボランティアによる下刈りに参加いたしまして、その広さとその美しさにびっくりしました。こんなすばらしいところがあったのかと驚きました。この山ツツジは、町長が行った地区懇談会において地元天神原の人から出た意見を取り入れ、手を入れ始めたとのことですが、観光立町南伊豆として、この天神のツツジをどのように位置づけられているのか、またこれをどう整備していくお考えか、またとなりの松崎町との連携も進んでいると聞いておりますが、その点も踏まえて町長のお考えを聞かせても

raitai to omoimasu.

議長（~~霧~~田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

行政報告で申し上げましたけれども、地区懇談会等で出た意見を取り上げたと報告しておりますけれども、その内容についてまず報告させていただきます。

ということは、平成13年5月12日に夜7時から地区懇談会。目的として、地域おこし、人づくりに関する地域情報の収集と基本的理念の紹介とそういうことで地区懇談会を開いております。その中で、参加者が区長以下21名ということは、戸数からすると天神区のほとんどの方が出てくれたのかなとそういう会場であります。

その中で、地区の意見として、長者ヶ原一帯の景観はすばらしく、ぜひ活用してほしいとか、見事なツツジが群生していると。地権者の同意を取り整備してほしい。そして、ボランティアでツツジ周辺の草刈り作業をしたい等々前向きな意見があったわけです。私は、それをとらえまして、たまたまこの南伊豆町というのは、私は石廊崎そして弓ヶ浜、下賀茂、そして伊浜区を大きな三大の観光拠点ととらえていくのは前々から言っております。波勝崎だけではなくて、この長者ヶ原を一つの観光のメッカにできないのかなと、そういうことで現地を視察したわけですが、そこには見事なツツジが群生しておりました。それを、緊急雇用の予算をいただきまして約1,000万をかけ、そして約10町歩のツツジが世に出たわけです。

南伊豆町には石廊崎のユウスゲ、これは奥石廊のユウスゲがあります。そしてこの10町歩にわたるツツジの群生を世に出すならば、私はすばらしい観光施設になるのかなと。そしてこれもただ見るだけではなく、ハイキングの一環として大峠の山の頂上から富士山も見えるわけです。

昔、私どもは、遠足というと常に長者ヶ原へ行って、あそこでグラススキーをやったりとか、そして大池田のイモリを見たとか、そういうことの記憶があるわけです。それを夢見てボランティアによる工事をしたわけですが、何か大きな夢が出てきたのかなとそう考えております。

そして、整備計画でございますけれども、今のところは正式な図面はありません。ということは、先ほど議員さんも言いましたけれども、ボランティアということで地元の石川知事も言ってますように、これからの時代は共同参画社会、地域と住民がお互いに協力し合いな

がら、お互いに補完し合うという信頼関係を構築しなければいけないという時代が到来していると私は認識しているわけです。ですから、あえてまだ図面等をつくっておりません。そして、伊浜地区、天神地区に対してもアイデアを出してほしい、そういうことをまだ投げかけている段階であります。

行政としても、ただそれで手をこまねいているわけではなくて、現地案内板を設置したりとか休憩場ベンチ、斜面を利用した大峠への遊歩道等も何年かかけてということで、私は考えるべきではないのかなと。

私もこの2月4日、知事のところへと選挙の報告に行きました。そしたら知事の方も、この天神原のツツジに対して興味があり、ツツジはどうなっているかという質問を受けたわけですけれども、私は、知事が提案している共同参画社会ということで、みんなで力を合わせてやるべきではないのかと。そのために私は今努力をしているということを報告してありますもので、これからも地域住民の意見を取り上げ、そして地権者は伊浜区でありますから、第1番目としては、伊浜区は当然権利があるかと思えます。そして、天神原区の区の個人の土地も二十数名が提供しております。その契約を締結し、それから慎重にやっていかなければ……多分5年ぐらいかかるのではないのでしょうか。木を切ったのが去年であり、このボランティアを見たときに、植物の生命力のすごさというのを私は感じたわけです。

それから、松崎との連携についてですけれども、松崎雲見地区に高通山があり、ここにも山ツツジが群生・自生し、今回第1回目のツツジまつりを開催したと聞いております。私たちは、松崎町とお互いにフレンドシップ事業というのですか、両町で協定しながら、要するに観光施設を整備しようという予算づけがあると思えますけれども、今のところは松崎の方で清掃センターの見返りと言っては何ですけれども、優先的に南伊豆町と松崎町の連携しながら環境整備をしようということで積極的に進めております。お互いに連絡を密にしながら、あそこ一帯の開発とは言いませんけれども、できるだけ今の時代に合ったハイキングコース等々にして一大エリアにできればと考えております。

議長（田国広君） 谷川君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 5年ぐらいの計画でじっくりと育てていきたいという考えなわけですね。

先ほど出ましたボランティアということで、私も新聞を読みまして参加させてもらったんですが、実に参加された100名近くの方が、本当にそれぞれの人が楽しそうに汗をかいて仕

事をされておりました。また、去年は建設組合から要請があって出たけれども、あまりにもすばらしいところなのでことしは自分で参加したという人もいらっしゃいました。私も前々から、例えば建設組合とか管工事にある程度の町長さんからの声がかかって参加していることに対して、非常にこの不景気な時代に企業としてはある程度の費用を持たざるを得ないので、どうかなと思ったんですけれども、今回このようなボランティアは大変すばらしいと思ったんですけれども、このボランティアの考え、そしてまた年にどれくらいやられるつもりか、町長にお考えを聞きたいと思います。

議長（岩田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、ご指摘のとおり、昨年はどれほどの素材が出てくるかどうか心配でありました。予算的には緊急雇用ということで、町にはあまり負担はかけないということにはわかっていましたけれども、正直のところ不安はありました。そして、行政とともに助け合っている間柄であります建設業界とか管工事組合等々をお願いしたことも事実であります。

しかし、その実態を見たときに、そして今、谷川議員が指摘したとおり、すばらしいという意見も私は聞きました。そして、ことしはあえてそういうお願いではなくてボランティアによる人がどれだけ集まってくれるかという試金石として、私は企画の方をお願いし、広報に1回流し、そして役場の職員には、「これからはお互いに助け合う時代だから出てくれないか」ということは課長会議でお願いはしたわけですが、無理をしないで、そして自主的な方々がどれだけ集まるかということを目途にしたわけです。

そして、きのうのことですけれども、そのテレビを見て、石川知事の側近の方なんですけれども、わざわざツツジを見に来てくださっております。そして、石川知事の方へも、ぜひこれを成功させたいためには町長何か協力はないかというそこまで言われてきたわけですが、私も今スタートは共同参画社会なのだということで、ぜひお互いに助け合うという協働の意識を育てていかなければ、これからの時代というのは成り立たないのではないかなど。介護保険にしても、今までと違った「お互いさま」という考えのもとに進まなければいけないというのが、私は根本的に持ってますもので、ありがたかった言葉ですけれども、現地案内をして、知事の方にはよろしくと、そういう旨で、丁寧に断ってくれないかということより南伊豆町は頑張っているというPRをさせていただいたとおりでございます。

〔「年に何回ぐらいやるの」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 失礼しました。

年については、2回程度、要するにこの5月に行って8月か9月ごろに1回、そして緊急雇用の方で1回の予算を取っておりますもので、穴埋めとか草刈りそしてつる切り、それ等がありますもので、あと1回、これからはボランティアとして年2回はどうかかなと。そして、そのボランティアの中で環境整備が整いつつ、遊歩道等も地区の方々と連携をしながらできればと考えています。

議長（■田国広君） 谷川君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 町長が先ほど言われました共同参画社会づくり、やはり私も一番のまちづくりというのは、自分がそこに参加した、そこで汗を流したという思いが一番大事ではなからうかと思っておりますので、その点積極的に私にも協力していきたいと考えております。

町長が言われた石廊崎、弓ヶ浜、それから伊浜、天神、そして真ん中の下賀茂のいわゆるトライアングル、海と山が青野川によって一つの線になることが、やはり今後の南の大きな重要な課題だと思っておりますので、その点しっかりと進めていっていただきたいと考えています。

それでは、2番目の学校評議員制度についてお尋ねいたします。

この5月20日の新聞に、「学校づくりに地域の意見」と題しまして、「南伊豆町の小中学校で本年度から学校評議員制度が導入されている。評議員を通じて保護者や地域住民の意見を学校側が幅広く取り入れ、地域や社会に開かれた学校づくりを推進することを目的とした制度である。賀茂地区で初めての導入となった。」という記事が載りました。

この学校評議員制度というのは、私が平成14年3月に一般質問をさせていただきました。それから1年後、本当に前向きに検討していただいた、そして普通は横並びで他町村を見てからという中で、この賀茂地区で最初に始められたということに対して、町長、教育長を初め当局に対して、深い敬意を表するものであります。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、この学校評議員制度に踏み切ったねらい、それから評議員の選定といたしますが、選定基準はどのような形で選ばれたのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（■田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 議員、十分ご理解されておりますように、今、全国的に少子化が非常な勢いで進行しております、我が町もそれ以上の少子化という現状の中にあります。また、我が国の教育も戦後50年を経まして、いろいろな制度上の欠陥というんでしょうか、被劣も出てまいりまして、こういった少子化とか戦後の教育の反省の上に立ちまして、今我が

国では大きな教育改革のさなかにあるわけでございます。

特に、言われておりますことは、我が国の教育の三大改革。明治維新の教育改革、それから終戦後の教育改革に並ぶ今回は第3の教育改革と言われるほど大きな改革でございます。

その改革のほんの一つでございますけれども、学校を開いた学校にしていく。つまり、開かれた学校づくりを推進するというのが改革の一つでございます。これは、ともすると学校は閉鎖的になりがちでございますけれども、この学校を地域に開きまして、地域に根ざした、そして地域の住民とともに生きる学校づくりを推進しようとする、そういう改革が一つの学校改革の目玉になっておるわけでございます。

こうした地域に開かれたいわゆる特色ある学校づくりを推進するためには、いろいろな角度から切り込まなければできないわけでございますけれども、その一つとしまして、意図的かつ計画的、かつ幅広く地域の声を聞きまして、そしてさらに地域に学校の様子を正しく継続して発信していく、説明していくということが大切であるというふうな観点から、いわゆる学校評議員制度が導入されることとなったわけでございます。

ちなみに、国では学校教育法を改正しまして、この制度の導入を平成12年1月に法律改正によって決定をしております。そして、その後各地域でこの実践を試行的にしてきたわけでございますけれども、現在静岡県内では、平成14年末までに6割強の市町村がこの制度導入に入っております。議員ご指摘のように、賀茂地区では初めての導入となりましたけれども、そういった趣旨で本町もこの制度の導入に踏み切ったということでございます。

それから、評議員の選定でございますけれども、これにつきましては、学校管理規則を改正しまして、さらに南伊豆町立小中学校評議員制度設置要綱を教育委員会規則として制定しまして、その中で評議員の構成につきましては、各学校の校長が推薦をします。そして教育委員会が委嘱するというふうな形態をとりました。そして、その推薦する一つの基準としまして、1人は校区内の保護者の代表、それから2つ目は校区内の地域住民の代表、それから3つ目は校区内の民生委員・児童委員の代表、それから4つ目は交通指導関係者、それから5つ目は保健関係者、それから6つ目は企業とか事業の関係者、それから7つ目として有識者、こういう方々の中から、小学校にあっては1校について4名、中学校については1校につき5名を校長先生が選任をしまして、教育委員会の方で委嘱するというふうな形にしたわけでございます。

ちなみに、この4月から発足をしましたけれども、委員の現状でございますけれども、保護者の代表が、7校ありますけれども7名、それから地区内の地域の代表、特に区長さんが

多いんですけども、そういう方々が7名、それから民生委員とか児童委員の代表の方々が7名、それから保健関係に従事している方が1名、これは南上小学校でございます。それから企業とか事業の関係者、これが3名おまして、竹麻小学校、東中学校の方で選任をしております。それから有識者としまして5名、南崎小学校、南中小学校、三浜小学校、伊豆中等で選任をしております。

以上のような形で計30名の評議員が選出をいただきまして、現在活動に入っていると、このような状況でございます。

議長（田国広君） 谷川君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） この評議員は、もうことし1回目開かれたでしょうか。もし開かれておりましたら、そのときに出てきた意見等を。それから、評議員の現在選ばれている人の、特に女性がどれくらい含まれているかどうか、それを教えていただきたい。

議長（田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 評議員の構成でございますが、ご指摘の女性の方々は30名中10名、3分の1でございます。

それから、お尋ねはなかったですけども、年齢的には30歳代から60歳代の方々が選ばれておまして、中心は40代の方々でございます。

それから、第1回の会合を既に持っておりますのは、南上小学校と南伊豆東中学校でございます。そのほかの学校は6月中に第1回目を開く予定になっておりますけれども、南上小学校では出た意見としまして、非常に子供が少なくなって地域で子供に出会うことがなくなったと。子供の様子がほとんどわからないけれども、きょう学校に来て子供たちに会ったりいろいろ様子を聞いて、最近の子供の様子が少しわかったよと。よかったよというふうな感想を率直にいただいております。

それから、校庭が非常に広くて草刈りが大変だなと。地区の人たちに呼びかけて草刈りの手伝いをしようかというふうな話も出していただけたということで、学校長は大変喜んでおりました。

それから、東中学校につきましては、子供たちの日ごろのあいさつがとてもいいと。ぜひこれを継続してやってほしいということと、それから町内とか地区のいろいろなイベントとか行事に、中学生をどんどん参加をさせてもらってありがたいと。これも地域とのつながりの中で、これからもそういった姿勢で地域と学校とを結びつける活動をしてほしいというふ

うな要望が多く出されたということの報告を受けております。

しかし、あくまでもこれは学校長の諮問機関でございますので、それを教育委員会へ報告してどうのこうのというふうなそういうことは一切ないということでございます。ただそういうことがあったということだけ私が報告を受けたとこういうふうなことでご理解いただきたいと思っております。

議長（**霧田**国広君） 谷川君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 賀茂地区では初めてということですので、どうか教育長さんしっかり指導していただいて、模範となるような充実したものにしていっていただきたいと思う次第であります。

続いて、校内の全面禁煙への取り組みについてお尋ねいたします。

ご承知のように、平成15年5月1日から健康増進法が施行になりました。もちろん、たばこは嗜好品でありまして、吸う、吸わないは個人の自由であるということは当たり前でありますけれども、この健康増進法の第25条において、「多数の人が利用する施設の管理者は、施設利用者について受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めねばならない」というようにうたっております。

そこで教育長にお尋ねするわけですが、教育の管理者としての教育長の見解、また現在の我が町の学校の状況はどのように把握されているのかお聞かせ願いたいと思っております。

議長（**霧田**国広君） 教育長。

教育長（**釜田**弘文君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、喫煙問題につきましては、喫煙をされる方はもとよりでございますけれども、最近は受動喫煙者を含めた健康問題として大きくクローズアップされてきております。

議員ご指摘のように、国ではつい最近でございますけれども、健康増進法が施行されて、その中で受動喫煙の防止ということも一つの条文として規定を設けております。また、静岡県の教育委員会では、学校における喫煙問題検討会を設置をしまして、学校敷地内全面禁煙等について現在検討を進めております。

私自身も町の教育の責任者として、喫煙が健康に及ぼす害については十分理解をしておるつもりでございます。そして、全国的にもまた全県的にも大きな問題になっていることも十分承知をしております。そういった中で、基本的には私も学校敷地内全面禁煙は望ましい方向と考えております。

しかし、これを実施するに当たりましては、あすからではすぐにこれを実施に踏み切るといったような性急な対応については、今考えておるところでございます。当面はやはり各学校の状況はどうなっているのか、学校長がどのように考えているのかというそういった意向等も十分踏まえまして、さらに県の教育委員会の動向等も注視する中で、検討し町の教育委員会の議案として正式に提案をしまして、決定をしまいたいとこのように考えております。

今、各学校での禁煙に対する取り組みの状況でございますけれども、町内7校でございますけれども、特に教職員の喫煙につきましては、2校は喫煙者がゼロということで対策の必要なということでございます。それから3校は、吸われる教職員は全部校舎の外で吸っているというふうなことでございます。それから2校は、職員室の角に喫煙コーナーを設けて、そのみで喫煙すると、このような対応になっております。

しかし、南伊豆町内の学校は、外来をする方の喫煙については、特定な場所のみ喫煙を許可するというふうな方向で臨んでおりまして、全面禁煙というふうな方向はまだ出しておりません。

このような子供たちに与える影響というふうなこと、あるいは教職員全体に与える健康問題というふうな観点から、過日も校長会の席におきまして、各学校でもう一步禁煙対策がとれないかと、そういうようなことを注文をつけまして、今、各学校でもう一步禁煙へ向かった対策を立てるように指示をしているところでございます。

議長（**霧田国広君**） 谷川君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 学校での禁煙が進むことは、受動喫煙だけではなく子供の喫煙防止にも効果が期待できるという話もありますし、町長の先ほど報告にありました三浜小学校改築工事安全祈願祭において、町長の政治姿勢の根本は人づくりであると。そういう意味で教育は最も大事であるという話をされましたけれども、そういう観点からも、また先ほど話されました評議員制度をどこよりも先に導入されたという非常に高い見識ある町でありますので、どうかこの校内全面禁煙についても素早い措置を取られることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（**霧田国広君**） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで休憩をとります。10時25分まで休憩いたします。

（午前10時14分）

議長（**栗田**国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時25分）

横 嶋 隆 二 君

議長（**栗田**国広君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、私は、日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。

まず、今日の3月議会以降の行政ですが、第1に社会の平和そして住民の安全にとって由々しき事態が発生しました。これは、アメリカのイラク侵略戦争であります。大量破壊兵器を口実にした戦争ですが、ついにそれは見つからず、最近になって国防省の高官が、「これは口実であった」ということを漏らす。こういう事態であります。

このイラク侵略戦争に対して、日本政府は、国連の決議もないまま、またサミットの諸国の多くが反対する中、アメリカに無批判に追随したことは歴史に残る汚点であり、絶対に容認されるものではありません。この侵略戦争のもとで多くの罪なきイラク国民そして子供たち、女性が殺されました。怒りをもって糾弾すると同時に、国連のもとにこの問題が解決の方向に向かうことを主張するものです。

また、こうしたことに関連して、本日参議院で有事法制が強行採決されようとしております。この有事法制は、日本が侵略される予想という有事ではなくて、アメリカが起こした今回のイラク侵略戦争のような有事に対して、日本の軍隊である自衛隊どころか、自治体そして国民を強制動員する内容を持った極めて危険な法律であり、憲法9条を持った日本にあってはならない法律であるということを厳しく批判するものであります。

2点目、経済の問題では、ますます不況は深刻になってきています。こうした状況は、町内にも波及して悲惨な事態の報告をされています。こうした中で記憶に新しいのは、りそな銀行に政府が2兆円を出して救済・国有化すると、そういうことをやっています。これまで、銀行には30兆円もの税金投入をしておりますが、経済そして金融政策の破綻は明瞭であり、政府がこうした事態を改め、国民経済を立て直す具体的な方策を取ることを強く求めるものであります。

さて、通告をした質問に入っていきたいと思います。

第1番目は、「ケーブルネット接続で全世帯に議会放送を」という内容であります。

今日、政治に対する国民の怒り、これが高まっております。これは、いわゆる景気の後退、先行きの不透明感、そして先ほど述べた平和の問題でも、私たちの身の回りがおかしな状況になっている。こうしたことが政治に対して目を向かわざるを得ないということであり、政治に対してそして行政に対する監視であります。

私は、こうした点で、まず住民への議会や行政が情報公開するという点で、これまで情報公開制定条例がつけられましたが、これを上回る積極的な情報の公開を進めていく能動的な対応をとるべきだというふうに考えますが、この点で町長のお考えはどのような点があるかお答えしていただきたいと思います。

議長（田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員の指摘する、要するに情報公開ということで、まだ具体的には言っておりませんが、議会等に対してというそういうことでしょうか。ただ町長に対して情報公開についてどう考えるかということですが、私はみずから行政が町民の中へと進んでいくのも一つの行政の公開ではないのかなと。

例えば、私は、地区懇談会等々そして後で言いますが町長室のオープン等を行い、そして住民の要望等については、「私の声、あなたの声」等々で積極的に取り入れ、それを公開しております。そういうことで、前向きに進んでいると考えております。

議長（田国広君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私が、過去にもこういう提案をしておりますけれども、情報公開条例そのものは悪いものではありませんが、一般的にこれを活用するには、手続的にもかなり煩雑さがあると。そういう点で、単に今町長が答えたような町政懇談会ということだけではなしに、町政全般、施策、立案、計画の段階も含めて、住民に対してできる限りの情報公開を行っていきと。もちろんこれが行政だけではなくて、議会もそれに同歩調でこれを進めていきと。これが住民の行政に対する関心、また行政に対する監視、もっと言えば住民の住民による行政、これをつくっていく、そういうことをやはり積極的に推進していかなければならない、これは議会にはもちろん責任がありますが、行政にもそういう点での能動的な取り組みが必要だというふうに考えます。そういう点ですが、町長いかがでしょうか。

議長（田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 要するに、横嶋議員の言うのは、議会のオープン化ということでしょうか。そういうことを踏まえてでいいですか、答弁としては。

議長（田国広君） 横嶋君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） それでは、そういう議会のオープンもそうですが、まず私は、それ以前の問題として、行政が正確な資料、例えば今合併の問題でも説明会等々もやっていますが、そうしたただけではなしに、政策的な立案も含めた正確な数字等々も含めた情報の公開です。

これは、そういうことを念頭に置いていただきたいというふうに思いますが、そうしたことと合わせて行政、議会、もちろん議会はこうした場所で今、下賀茂テレビが入って下賀茂周辺にはこれが放映をされております。また、傍聴も先ほどまではたくさんの方がおられましたけれども、一定数は傍聴できるようになっていると。これは、きょうも先ほどたくさんの方が見えましたが、議会に対する関心、行政に対する関心がやはり高まってきています。この4年間、議会からは議会広報が出されてきていますが、やはりこうした内容を本会議はもとより委員会も、下賀茂だけではなくて全町的にケーブルテレビで放映していただきたい、伝えていただきたいという声がたくさんこの間寄せられて来ております。

こうした声に町長はどのようにこたえられるか、この点をお答えしていただきたい。

議長（田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民の情報公開につきましては、平成14年10月1日から情報公開に関する法律が施行され、本町でも議会の協力を得て関係条例を整備し対応しているところであります。

また、毎月発行の「広報みなみいず」や本町でのインターネットのホームページ上でも種々の情報を掲示しており、町議会におかれましても議会だよりを発行され、情報公開に努められております。

全世帯のケーブルネット接続であります。本町はその区域のほとんどが難視区域であり、各地区ではテレビの視聴についても、NHKなど補助を受けて設備整備を進めたり、民間事業者の経営・運用のもとで対応しているのが現状だと思われま。

その各地区への接続については、NHKなどの補助を受けて運用している場合は、他のチャンネルは乗せないのが原則とか聞いております。民間事業者の権利関係などさまざまな問

題があるように思われ、また新たに専用回線を引いての対応については、現状の本町の財政事情を考えると大変厳しいと言わざるを得ません。

今後は、現状を踏まえ、情報公開の量や質を考えるのも一つの方法ではないのかと考えております。

議長（田国広君） 横嶋君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） ある程度の制約があるのは当然であります。これに対して、まず第 1 回の質問に関しては、あまりこうした点での真剣な検討、気持ちが動いてないなというふうに思います。

というのは、この間平成 10 年に、これは全国の市議会議長会の、そして全国の町村議会議長会の「町村議会の活性化方策に関する報告書」というのを公表しました。それから委員会で検討をいろいろしてきました。こうした点で、やはり町長は、先ほど情報公開条例や町の広報、議会広報、インターネット等々の話がありましたが、やはり議会というのは生きた場所であります。そして、映像というのは、それが生き生きと住民に伝わる。

今回も、高齢者の方はなかなか耳が遠くて聞こえないと。お茶の間にいればこうした内容、もちろん今、委員会は公開してないけれども、そういう町の予算・決算に対する審議、そして住民の要望がどのように議会に反映されているか、皆さんの声が議会に届いているか、こうしたことと予算の関係が見えてくる。これがだれにもわかるように伝えなければいけない。

私は、まずもっているいろいろな技術的なものよりも、そうした政治・行政の住民に対する気持ちを聞きたかったわけですが、なかなかそれは一般的な冷たいお言葉だったようですけれども、やはり住民は今切実な生活をしております。社会不安、将来に対する不安があります。こうしたときに、自分たちが選んだ議員が議会でどんなことをしているのか。質問そしてその内容ということ、やはり一番気にかけている。南伊豆の広報、あなたの声、そして議会だよりが発行されたのは、これは今までよりも前進であります。さらに、これがつぶさに住民の皆さんのところに届く、こういうことが必要であると。

これは、地方議会人という全国の議員に配られている雑誌でありますけれども、こういう点があります。「地域社会における主人公は住民であり、議会や首長は主人公としての住民の信託を受けて活動する住民意思の代表機関であり、これが地方自治における住民主権の原則である。」こういう点で、やはりさまざまなテレビを引く上で、こうしたいろんな制約があったことは確かでしょうけれども、そういうことを乗り越えて、やはり長みずから情報公

開の点で、議会と相談をしてこうしたことを進める、そういうことをすべきだと改めて問いますが、町長はいかがでしょう。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員の質問に対して、冷たい気持ちというそういう表現を使われましたが、私にとっては大変遺憾な言葉ではないかということは、町というのは、財政を運営しているわけです。皆様方の議会の放映、そして当然そういうケーブルネットにするならば大変なお金がかかろうかと思えます。公平・公正ということを使うならば、町の責任者として、ある面では客観的に判断せざるを得ない、それを冷たいとかそういう感情的な言葉を使っただけならば、私も大変遺憾に感じます。

議長（**霧田**国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） もちろん、公平・公正でなければなりません、議会のことを放映する、これは住民の代理でありますから、こうした点の予算の使い方、これはまるっきりゼロから出発するわけではありませんから、こうした点でどのぐらいの予算がかかるのか、これまでも指摘しているように、財政のむだ、偏った税金の使い方ということは多々あるわけで、これがこうした議会の報道することに対して予算がかかる、べらぼうな数十億ということではあり得ないと思えます。そうした点でも、不公平性というのはありませんし、そうした点に心を寄せた対応を期待したいと思えます。

ちなみに、この間、これは私は回数だけではなくて中身が大事だと思いますが、私が在任した12年間プラスその前の1年間、一般質問の回数が、87年から91年までは、議員の数はもうちょっと今より多かったけれども42回、91年から95年までは58回、95年から99年までは64回、99年からことしの6月、これは84回です。議員の数が減っても、これは、私は全体の中でだれが何番とかそういうことではなくて、議会全体が活性化をしていくと。そして住民の皆さんの傍聴が、来れる人、来れない人、時間によって仕事をして来れない人がいるわけです。そうしたところにこうした情報を届けていくというそれに対して、できるかどうかというのはまだまだやっているところがあるわけですから、ここを考えて、そこに心があるかどうかという点で、冷たい、冷たくないという話ですけれども、ぜひそういう観点に立って検討をしていただきたいというふうに思います。

ますます今後も町村合併の問題で住民の地域の将来がかかっている。そうしたときに、そ

うした議論が本当にお茶の間で見て、これがつぶさにわかる、そういう点が極めて重要になっているというふうに思うんです。この点をお伺いしたいというふうに思います。

議長（**霧**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員の言う、議会に対してそれをオープンにしろというのはわかるわけですがけれども、先ほど言いましたように、議員は常日ごろ議会活動をしているわけです。そして、議会活動を当然支持者に対して報告する義務もあろうかと思えます。そういうお互いの努力によって、ある面では補完できるのかなとそう考えております。

議長（**霧**田国広君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは補完できないんでそういう声がたくさんあるんです。紙面が、南伊豆議会だよりが出されたことは前よりも前進で、これはないよりはあった方がいいことなんです。それだけでは補完できない状態があるので、あえて言っているわけで、そうした声が町内にたくさんあります。これは、議会や議員の個々の努力だけではなしに、町もそうした点を住民の声をくむという点で、これはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次は、市町村合併の問題であります。

まず、この問題は繰り返しになってきますが、町長は今回の住民説明会の中で、どうしても合併推進の口調を強く説明の冒頭の中で述べております。3月議会で私も示しましたけれども、合併の枠組みが崩れた場合には、小さな枠組みになったら、住民の皆さんと限られた時間を有効に使って懇談を進めていくというそういうことを町長選の公約で表明されていますけれども、一体住民説明会というのは、合併が必然的なものとして説明をされているようですが、住民の声をどのように把握をして、そして取り組もうとされているのか、これは説明会が始まった中での質問ではありますが、改めてお答えしていただきたい。

議長（**霧**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民の声をどのように把握して説明会を進めるということですか。私は、町長に就任当時より、原点に戻る南伊豆町ということで、私は構造改革、財政再建は当然あるべきというのが基本的な理念としてずっとその考えを実行しております。ということは、役場の機構改革等も踏まえた中で、今の日本国の行政を見たときに、確かに数字ばかり

説明会上げておりますけれども、借金というのは末代まで残すわけにいかない。そして、現に基本的な考えとして、今までの行政サービスというのは、常に最大を求めてサービスした。例えば、水道問題にしてもしかり、常に何人いるから当然必要だと。そして、それについて設備投資してきたというのが過去の実績として私はとらえたときに、その大きな投資が、将来少子化ということの中でネックになりつつある。

ですから、私は当然にそれは町民に対して、ある面では不平不満が生じるのはわかっております。しかし、それよりもこれからの日本国というのを考えたときには、もっと大きな立場で考えなければいけない。私は、何ら基本的な……要するに町長に就任当時より財政再建ということについては一貫しておるつもりです。そして、住民に対して説明ということですが、説明会を開いており、そして、私は皆さんの意見を聞くというより、ともかく南伊豆町が本当に単独でやっていけるのかどうか、最初の大きな合併については、責任の回避論があるわけです。町長とするならば、合併に踏み込むときに大きな合併だったら7分の1の責任でいい。ところが小さな合併になると、責任が何分の幾つになる。ですから、私は、小さな合併については、責任論が重くなるわけです。

そういうことを踏まえた中で、皆様方に理解していただきたいなど。そして、基本的な考えは何ら変わっていないと。日本国の将来を考えたときに、踏ん切るときは踏ん切らなければいけない。私は、町長選挙のときにおいても、目線は常に町民と同じ目線で見、判断するときは高所から判断する。皆様方の議員必携にもあろうかと思えます。公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。そういうことを考えたときに、たとえ一部の地区の反対があった場合でも、やはり高所から考えたときには決断せざるを得ない。それが町長の苦しい立場ということで、私は今回の合併については、私の政治姿勢というか、筋を通した中でやっていく、そう自負しております。

議長（**霧田**国広君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 最初から筋が通っているかどうか、これは客観的に歩んできた中でわかるわけですから、それでまずきょうは、国の借金が700兆とかということを言いませんでしたけれども、しきりに日本国の財政、財政ということは、相変わらず言うと。町長が寄って立つべきところは、どこの立場なのかと。小泉総理大臣なら国政の立場からともかくということでもありますけれども、そうした場合に、きょうは数字に出さなかったけれども、660兆プラスアルファの借金財政から町村合併を行った暁に、これはどのくらいの節約をで

きるつもりなのか、この点を答えてください。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員は数字の名士でございますけれども、南伊豆町は知ってのとおり3割自治であります。少なくとも自主財源というのは10億円を切っている財政、そしてそのほとんどが交付税等に頼っている財政でございます。この大きな流れを見たときに、いつ交付税が削減されるかわからないというときに、具体的に数字を上げると、それは無理ではないのかなと考えております。

議長（**霧田**国広君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 数字の名士どころか、町長は現職の町長ですから、たとえ現場の担当者の方が数字の詳細について細かいにしても、やはりこれは頭に入れてやっていただかなければ、住民の皆さんは本当に切実な生活をしているんですよ。あなたはいろいろ言われるけれども、民間は仕事をやったって給料をもらえない。役場にいれば、公務員は黙っていただけ給料ができる。仕事の出来不出来ではないんですよ。そういう中で、悲惨な事態が町中のあちこちで起こっているんでしょう。若い世代が。

そうした中で、数字の名士とか何とかではないんです。700兆の責任というのは国民にありませんよ。大手のゼネコンだ何だ、汚職だ何だ、国民の税金を食った人たちがそういう借金をつくってきたわけでしょう。これはだれしものが認めるところなんですよ。

それで、説明会でも言ったし、この間の私の一般質問でも言いましたけれども、町長そうすると、今地方交付税は町村に普通地方交付税でどのぐらいきているか、それをご存じありませんか、全体で。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） パーセントで表示されていることは知っておりますけれども、具体的な数字は把握しておりません。

議長（**霧田**国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） たしか15年度は、18か19兆円だと記憶しております。

議長（**霧田**国広君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） いいですか、地方交付税、町村ですよ。99年の決算で都道府県と町村全体で19兆6,000億円なんです。町村は4兆6,500億円。23.8%。このもとに2,558の自治体があると。住民人口では3,000万以上ですよ。

それで、私も湊の説明会で言いましたけれども、国が借金が大変だから合併を進めると。今、市も含めて市町村交付税全体は8兆円ですけれども、それを、こんなことはできっこないだけども、最終的に3,000から1,000にした場合で、4兆から5兆の交付税をカットするという事なんです。

私、なんで最初にりそなの問題を言ったかという、1銀行に2兆円も突っ込んでおいて、そして3,000万人も4,000万人もいるそういうところの問題はこうする。やはり国の立場で考えるのではなくて、町村の立場から住民生活をどうするかということを考えるのが町長の立場であって、その点は改めて認識をしていただくと。

もう一つは、交付税。よく3割自治、お金をもらっているという認識ですが、地方制度調査会では、全国町村長会、町村議会議長の代表も、今交付税の問題。交付税は、国税として町民の皆さんから上げられている税金を、税の公平負担で地方にきちんと分ける自主財源という認識を持ってもらわないと、何かもらいものをしているような認識で交付団体だなんていう認識だと困るわけです。全国の3,000の自治体の中で不交付団体なんていうのはほとんどありませんよ。やはり認識を新たにして、自主財源をふやすというのが大事なんですが、地方交付税は国民の地方自治体の自主財源だという認識も、この点をきちんと確認していただきたいと思いますが、どうですか。

議長（~~田~~田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） あまり大きなことより、もう具体的に述べるということですがけれども、先ほど私が言いましたように、700兆の借金のもとには何か、それは横嶋議員が確かに指摘するとおり、公共投資等々あるかと思えます。

しかし、現実を見たときに、700兆の借金は事実であり、そしてその一つのネックとして行政の肥大化——例えば、公務員が四百数十万いるそうでございます。それを、少子・高齢化という時代の中でだれが支えるか。私は、そういう国のお金は要らないというよりも、例えば南伊豆町の職員を考えても164人おります。そして、今、純粋な町税は幾らあるか。10億円を切っております。あとは言葉を変えれば皆さんの税金で役場の職員私も含めて164名の方が生活しているわけです。そういうことを考えたときに、この行財政のスリム化、役場

の職員を今の法律の中で首を切るという言葉は失礼ですけれども、できないわけです。

ですから、私は、そういう現実論を踏まえたときに、巨大化した行政をスリム化するための一つの試行として組織を大きくし、そしてその中で余剰人員を何らかの仕事をしていただいて、例えば10人やめたならば5人削減等々、こういう施策になって私はできるんじゃないか。私は、民間人であるならば、本当に横嶋議員が言うように、民間人の側に立ちたい立場です。しかし、法律というのがあるわけです。その法律という中で公務員の生活を守るとするならば、この市町村合併も一つの有効な手法かなと。

ですから、国の施策が行財政改革ということのスローガンに掲げているならば、巨大化した行政をスリム化するのも一つの手法、そして合併によってスケールメリットが出てくるとそういう解釈をしておりますから、別に私が国の味方でもないし、そしてある面では町職員の味方であろうと私は自負しております。そして、交付税について、国の方でそういうのは当然もらえるとは言いますが、南伊豆町の現状を見たとき、少子・高齢化の中で働く方が実際に少なくなるわけです。そして、同じ生活を維持するならば、交付税に頼らざるを得ないというのが現状でありますから、当然にももらえる権利は権利としていいんですけれども、私はもらえるものはもらえるという認識を取るべきではないのかなとそう考えています。

議長（ 田国広君 ） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） ちょっと話が前後しますけれども、もらえるものはもらえる、これは交付税というのはきちんと地方財政法の観点なので、ちょっとそういう議論はあまりそういう内容ではないんですけれどもね、もらえるものはもらえるというようなね。

それで、行政のスリム化という答弁をおっしゃったから言うけれども、だったら新しい職員の募集をしているわけでしょう。本当にその気があれば、もっと今の中で仕事の執行体制、課ももう少し凝縮をしてやればいいんですよ。新しい職員を募集しているではないですか。しかも大卒限定とかそういうことを。今、高卒で決まらないわけでしょう。そういうことをして、やってることと言っていることが矛盾しているのではないかと。

それと、スケールメリットという話をしましたが、具体的な数字で質問しますけれども、合併説明会の資料に、近県の資料で神奈川県三浦市、三重県久居市ということがありますが、それぞれここは町長どのぐらいの規模の自治体か、面積も含めてお答えしてもらえますか。

議長（ 田国広君 ） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） スリム化の件ですけれども、来年度は4名そして2名ということで。具体的な久居市については、企画課長の方から説明します。

〔「三浦も町長、頭に入ってないんですか」と言う人あり〕

議長（田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 久居市の場合、面積が68.2平方キロ、そして人口が4万2,000ということであります。

議長（田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 合併説明会の資料に、久居市は68平方キロ、三浦市に至っては、首都圏に鉄道1本で行けるところですけれども31平方キロ、この説明会の資料で、下田、河津、南伊豆町の合併した暁の面積は316平方キロ。住民の皆さんに説明している資料で、スケールメリット、スケールメリットと言うけれども、そのスケールメリットで出している近隣の資料が10分の1の自治体、しかも首都圏に電車1本で通じる。こういうものを同じに合わせてやったら、どれだけ先行き南伊豆の住民が大変な事態になるか。

それで、職員の見方や何か言葉のあやはいいいんですけれども、やはり私は先ほど厳しいことを言ったと言いましたけれども、職員も住民の一員ですよ。住民に対する奉仕、これが強く求められているということで、単純に民間との対比だけで言うわけではありません。民間が大変なものを本当に下支えする仕事を、本当に血が出るほどやっても、今の現時点では本当におつりが来ると、そういう状態です。そういう点を考えてみても、やはり町長、こういうスケールメリットというのは、住民に対して誤った方向で私もう1点、最後にこの合併の問題では、5ページに合併した暁、幾ら少子化、少子化ということ言っても、まず第1点、少子化をあなたは国や全体でやっている少子化の問題をこれに歯どめをかけないで、そのままだらいくのかと。

この資料では、そのままいって5ページのあれでは、平成12年から30年後、平成42年、今から27年後には合併した暁の人口が2万8,000人になると。これは、現在の下田市の人口に若干多いだけです。ということは、単純に言うと、河津町と南伊豆町の人口すべて合わせた数が、30年後にいなくなるという計算なんです。それがあなたが進める合併の姿でありますか。

私は、これも説明会で話しましたが、私が30年後というと80近くなりますけれども、有権

者になった今20歳の方は50歳、今の中学生、15歳の方はそれでも30年後は45歳、立派な働き手ですよ。こうした人たちが夢を持てるような社会か、計画か。全然全く違うんですよ。全く今のままで少子化に対策を打たなければ、政治がなきに等しい日本の社会になる。これを変えて、そして独力でやるということを考えていくべきではないかと。

私はそうした点で、最終的な結論は、やはり住民投票によるべきだと。長野県の平谷村は、15歳、中学3年生以上の住民投票をやっていった。これは、非常に立派な取り組みだと思います。そうした点で、先ほど私が合併した暁の資料、30年後の姿、そしてその決め方に対しての意見であります、それに対する答弁をお願いいたします。

議長（**■**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員は、南伊豆町が何年後に何人減るといふその資料はおかしいと言いますが、人口というのは、例えば南伊豆町が増えても下田は減るといふのが人口ではないでしょうか。ということは、日本国全体を考えて初めて人口というものについては議論すべきであって、全体に日本国が人口が減る流れの中で南伊豆町だけがプラスになる、そういう理論は私は成り立たないと。少なくとも、南伊豆町がふえるならば、他の町村が過疎化になるといふ、その現行を踏まえたときに、私は南伊豆町だけが減るとかそういう理論ではなくて、全体で考えるべきではないのかと。

そして、住民投票と言いますが、住民投票は聞こえがいいです。しかし、皆様方が常に……先ほどあなたも言いましたけれども、住民を代表して質問をすると言っているのではないですか。それが議員制民主主義であり、二院制の意。あなたも選挙で選ばれ、私も選挙で選ばれています。そして、私は執行権と提案権を有し、あなたは議決権を有する。それを今までどおりの方法でやるのが私は一番いいと。

そして、現に地区懇談会、今回11カ所、530人の方々が出席しております。確かに、正式に町村合併反対というのはいりません。説明の仕方、そしていろいろあろうかとは思いますが、私はこの説明会を開く前に広報で流しております。ですから、ある面では町民の方々も説明会に出て話を聞き、そして意見を言う機会を私たちは提案しているわけです。その中で、私は530名の方々の中の意見を聞きながら、国の方の施策もあるではないでしょうか。例えば医療問題を考えても、年金の問題を考えても、少子化がどうして日本国を支えるのか。例えば、言葉は悪いですが、終戦後ベビーの方はいらっしゃいます。あの5年間で相当のネックと言っては今まで一生懸命働いてきた人に失礼ですが、これ

からの高齢化という時代、本当にそれをどうするかが当面の日本国の大きな課題ではないのかなと、そういうとらえ方もしていますもので、私は住民投票というのは、確かに聞こえはいいですけども、今までの議員制民主主義、皆様方が選ばれた代表であり、私が選ばれた代表だよと。その中で、提案権を私は実行したいなとそう考えております。

それから、町村合併の住民投票の中で、要するに責任論というのが出てくると思います。ということは、私が今まで町の責任者として業務を執行していたわけです。では、住民投票に任せてだれが責任を取るか。責任を取る人はいないんです。それこそ私にするならば、私はある面では体を張って1市2町に進んでいるわけです。責任を取ろうという形の中でやっているわけです。ですから私は、当然に町長としての、そして提案権、執行権を実行すべきだと。

それと、住民投票というのは、あと一つの欠点として、理性より情緒に流される。例えば、投票日の前に町長が反対の意見を言ったとします。そうなった場合に、住民の方々はかなり流されるのではないかなと。私は、少なくとも住民投票をやる場合でしたら、南伊豆町を例に取るならば、70%以上の方が投票して、少なくともその半数以上の方が賛成しなければ、私はやるべきではない。そして、地区懇談会、地区説明会等を通じて、それだけのエネルギーは感じておりません。それは肌で感じておりますから。ですから私は、議会制民主主義の本旨に従って1市2町を提案し、皆様方にこの7月の選挙を踏まえた中で判断をお願いしたいと。以上でございます。

議長（~~田~~田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは答弁は要らないですけども、かいつまんで、会場から反対の声はないなんていうのはとんでもないことで、これはこういう資料をその日に出されて1時間説明を聞いて、議員全体の中だっただけで選択されたとか言うけれども、それでやったってそんなに熟知してこれを精査するというのはいないんですよ。突然これを見せられて意見出るのはありません。それで反対はいないなんて言うのは、やっぱり傲慢な態度でありますよ。言葉の口調は別として。

こうした地方議会人に対しても、いわゆる住民の意思・意向を一々聞く必要がないというそういう観点なんです。これは、極めてエリート意識。あなたはしみじくも言ってしまったんだけど、70%以上の住民投票ではないと言ったら、町長は70%以上得票を取っていないでしょう。そしたら、それを提案していく強力なあれはないではないですか。そういう

無茶な住民投票を愚弄するようなことを、私は気分、感情で十分いいと思うんですよ。おらが町をどうするのかと、そして頑張っていこうではないかという気分、感情でやれるのかと。では、数字の問題をどれだけ知っているか。質問しても町長は懇談会で答えられませんでしょう。これが、負託された町長の責任ですか。これで反対者がいないなんていうのは、とんでもないことで、議員のあれもそうなんです。やはりこの問題だけで議会に出ているわけはありませんし、全くこれは傲慢な態度と言わざるを得ない。

やはり、おらが町をどうするんだという気概、これは南伊豆町からも北海道の然別に開拓に入った山田さんという方がいます。大先輩。この賀茂の地域には、依田勉三という帯広に開拓に入った、（これが松崎町では、三聖の一人といわれている。）しかしやった仕事は、本当に交通も技術も発達していない中での開拓、こうした賀茂地域、南伊豆町の先人にとって見ても、おらが町をどうしていくだということに確固とした信念を持っていない。それで最終的にだめであったら仕方ないけれども、そうではない。そこに見識のかけらが無いと。しかも、いやいいですか、まだほかにもあるから……。

〔「ちょっと答弁させてください」と言う人あり〕

そういう点を持って住民投票の点は考えるべきだと。

議長（霧田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、町長に見識がないと。これは新聞等でまたたたかれるとまずいですからはっきり言うておきます。私は、町長というのは、私は常日ごろ言うております、ドンキホーテでいいと。まちづくりをやるのが本当の町長の仕事だよ。私は常々言うており、そして4年間にわたって100回に及ぶ南伊豆町の地区懇談会を開き、どうしたらこの南伊豆町ができるかと、やってきているわけです。別に、たまたまこの市町村合併という大きな流れの中に乗ったもので、それは判断をせざるを得ないと。

ですから、私は傲慢とかそういうことではなくて、基本的に主権在民ということで100回以上の地区懇談会、その延べはもう3,000人以上話し合っております。ですから、その辺はぜひ誤解のないようお願いいたします。

議長（霧田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 改めて、住民がそういう場だけで意見を言える雰囲気というものはありませんし、やはり見えない声をすくい上げていく、それが行政の役割だという点で、住

民がやはり全体に責任を負うと。町長や時の役職は、最終的には責任を負えないわけです。そういう点での住民投票をあくまでも求めていく決意です。

次に、時間が短くなってきましたけれども、一般廃棄物最終処分場の問題についてです。

これは、湊地区でもアンケートを取ったということもありますけれども、私はこの問題は当初、おととしから立案して提案してきた段階では、合併の問題はこれは町長の口からは出てきてはいなかったと。実際には去年の秋ごろから合併の問題を、むしろ推進という方向になってきたと。

こういう中では、町は湊の説明でも現在の南町と湊区で協定を結べば、よそのごみは合併した場合でも入れなくても済むということを言ってきています。私は、こうしたさまざまな問題があっても、建設予定価格が約7億五千数百万という話でしたけれども、建設に当たっては、現時点では見合わせて、ほかにプラント等々広域行政組合でやっていることもあって、広域で下田には最終処分場の焼却灰施設はありませんし、広域的に考えるべきではないかという結論から先に言っておきますけれども、いかがですか。

議長（**■**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、逆な立場であります。ということは、環境アセスがあそこの今の清掃センターの隣はいいという結論が出て、そしてその説明会の議場で出たのが、町村合併をすると他の市町村のものが入れるのではないかなということで、要するに議場が閉鎖したというそういういきさつがあります。ということは、湊区の住民の方々は、他の下田市、河津のものが入るだったら反対だよと、そういうことを言っているわけですから、あえて言わせていただきますならば、私は町村合併の前につくらせていただいて、そして自主財源においてつくり、そして完全なものをつくる場合でしたら国の補助をいただき、そして皆さん住民の方、地域の大山地区の住民の方々に安心していただけるものをつくるのが、私町長である岩田が契約するのが一番いいと。それが住民に対するサービスになると私は自負しております。

議長（**■**田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 全然問題に答えてないんだけど、今質問した中で答えてほしいのは、町長はこの直前の質問で、合併でのスケールメリットという話をしたでしょう。行政をスリム化させて、そしてむだを省いていくと。そうしたら、7億数千万もする、合併する

先には、下田市が焼却灰の行き場所をどうするか。一緒になったところを考えなければいけないんではありませんか。

そうしたときに、私は合併はすべきでないと思っているんだけど、あなたは推進していて、では下田は下田で将来河津は河津でつくるのか、そんな合併があるのかと。合併で職員の配置だって必要になってくるでしょう。あなた2年先に合併の問題を進めていて、これがあまりにもスケールメリットからデメリットを大きくして、むだを大きくするものではありませんか。先ほどの答弁と照らし合わせても。

議長（**■**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が言っているのは、最終処分場については国・県の大きな方針があるわけです。ということは、29年度にこの賀茂郡下に130トン炉をつくって、全部のごみを集めようという大きな流れがあるわけです。そして、それまでは各地区の清掃センターで出した残渣については、各自責任を持とうという国・県の指針があるわけです。そういうことを考えたときに、私たちが、南伊豆町は南伊豆町でつくるという理論ならば、自分たちで出したごみは自分たちで管理すると。それが私は地方自治の原点だと。

そういうことを考えたときに、住民が他の町村が入ってくるのは困るよというのも私わかります。確かにスケールメリット言います。私は、スケールメリットの一つの案件として、人の配置と要するに職員の数等があるかとあります。この最終処分場については、自分たちの生活で出したごみなんですから、自分たちで出そうというのは、私は基本ではないのかなと。そういうことですから、別にスケールメリットとかそういうのではなくて、住民の意思というのは考えなければいけないのではないのかなと考えます。

議長（**■**田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そういうときに、都合よく住民の意思ということを言いますけれども、大山地区のこの問題だけではない。あなた先ほど合併の問題、合併を進めているから私こういうふうに言うんで、全くその点を抜きに、今は町が……という言い方は通用しないですよ、世間の常識では。ここら辺が、やはり計画を凍結して、湊に配った資料でそうではない場合、焼却灰の処分、持ち出しは、今つくらないと2,000万かかるとか言ったけれども、広域をしてやる場合でも2,000万何年もかかるわけではありませんでしょ。7億、8億でつくったら、何十年後にそこでそれをプラントと一緒に敷根にまで持って行って、ではこっち

は入れませんよということが通用するのかどうか。弁護士見解は通用するということなのか、だれがそういうところの責任を持てるのかということもありますし……。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、最終処分場について言っておりますけれども、私は、少なくとも私たちが出したごみについては、出さなければいけない。そして、何ら私の町村合併に対する考えと矛盾していない。少なくとも、自分たちで出したごみについては自分たちでやればいい、それが基本だと考えております。

議長（**霧田**国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そういうときには都合よく答弁を逃れてしまう。とんでもないことで、本当にあっちの問題、こっちの問題、こっちではない町村合併を進めている限り、町村合併のそういう問題だってやはり本当に問われているということなんです。

最後、石廊崎測候所の無人化阻止の問題です。

これは、この間21日に議会と石廊崎の担当者と町長とで気象庁交渉をしてきました。その後、どのようにこれを進めていかれるのか、それと防災会議の主催者という立場がありますけれども、こうした点。中央防災会議が東海地震の問題では、喚起を促していると。この間の観光協会の総会でも、行政センターから来て、いわゆる地震が近いという点での喚起をしている。しかも、1週間前は宮城県沖に地震あり、こういう中で測候所の存在意義が非常に高まっていると。

もう一つ、当時の交渉にも議員で漁業に関係している議員も行かれましたが、やはり石廊崎が、海難がこれまでの歴史的にも多いところで、地理的、気候的に非常に天気の変化しやすい時期だと。この6月はガスがかかると外航船の航路を横切る際に、これを回避するために測候所の生きた情報を利用するという点で、無人化は断じてならないと。もうかつて夜間無人化を許してしまったけれども、これも漁業者にとっては、朝の出航には全然役に立たない。こうした点では、むしろに24時間体制で有人化というのが本来の生活をかけた人々の声であると。沿岸漁業者は、非常に厳しい中で水産業を営んでいる。現在14年の資料で、総数は363人という数でありますけれども、こうした点を防災の面とそうした生活、本当に沿岸漁業にとっては、テレビや静岡測候所に転送された情報では、これは改めてかつて測候所がなかった時代のように事故が起きる可能性があるということを指摘しています。

そういった点から、今後のこれに対する取り組み。黙っていけば10月に無人化になってしまいます。これに対して町長の答えを聞かせてください。

議長（**■**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 石廊崎の無人化が測候所の方からきたのは3月です。そして、私たちは対応として、区長会にお願いし署名活動を行っております。そして、その署名が集まり、気象庁に対し、要するに無人化反対という意思表示をしているわけです。ですから、正直言って相手の課長の対応からすると、本当に少し遅かったのかなという、かなり突き放した答弁しかいただけませんでした。ですから、私たちこれからどうあるべきかというより、後は政治的にしか動く範囲はないのかなと。ということは、現に6,481名の署名を届けているわけです。ですから、その気持ちは通じているはずであります。ということは、私はあの要望書の中で言っている漁民の方々の安全、そして今、石廊崎の置かれている現況、それを考えたときに、無人化はあえて反対ということ伝えております。あとは、政治的にやらざるを得ないのかなとそう考えております。

そして、防災会議の件ですけれども、南伊豆町防災会議は、国・県、地方防災関係所長、ライフライン事業者や町防災担当課長等19人で構成され、町長が会長を務めています。その役目というのは、地域防災計画の作成及びその実施を推進することと、また災害発生の場合に情報を収集することです。南伊豆町地域防災計画では、防災上重要な機関として静岡地方気象台の石廊崎測候所として位置づけられており、無人化となった場合は、防災会議の気象、地象、水象関係の委員は不在となりますので、先ほど申し上げたとおり、有人測候所存続についてこれからもお願いしていくとそういう考えでいます。

議長（**■**田国広君） 横嶋君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 議長、最後よろしいですか。

これからは、官僚が冷たい答弁だと。遅かったというけれども、実際にまだやられていないわけで、あの場合では、私は漁業や関係者が、いわゆるまだ下田あたりの漁業者も関係するわけで、こうした生の声は向こうに届いていないと、書面では行っているかもしれないけれども。やはり、漁業関係者等々にもきちんと呼びかけをして、再度6月中に気象庁交渉をやるべきだと。板底1枚下は地獄だっていう命懸けの仕事をしている者たちの声を官僚に届ける取り組みをすべきだというふうに思いますが、いかがですか。

議長（**■**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、横嶋議員の心は伝わりますから、それをこれからも検討していきたいと考えています。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 直ちにやって、6月中に動きをとめるようにしていただきたいということを以上申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（**■**田国広君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

35分まで休憩します。

（午前11時27分）

議長（**■**田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時35分）

鈴木久香君

議長（**■**田国広君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可いたします。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして、町長の政治姿勢ということで質問させていただきます。

町長の考えている里山構想について伺いたいと思います。

3月の施政方針の中で、「南伊豆らしさを残すためにも、まちづくりの共通項として里山づくり構想を位置づけることにより、水イコール自然回復を考えており、これを成すためには町民の知恵とエネルギーが必要であり、スローガンにも「ともに歩もう南伊豆町」の意をご理解していただき、町民の皆様のご協力を改めてお願いする」と述べ、「この構想は長期間継続することが必要で、着手への環境整備に取り組む」と述べておられました。大変結構なことだと思えます。

本町の森林面積は約8,500ヘクタールであり、標高の一番高いところで550メートル足らずで、当町の山林はほとんど言っていよいよ里山ということになります。その里山に手が入らないことによる下草、低灌木が減少し、勢力の強い椎などの樹木が山を覆い、森林の本来の機能が失われ、本来里山が持っていた豊かな多様性が失われ、これは山林の公益的機能が

損なわれていることです。つまり、水源涵養機能が低下し、表土が流出し、治山機能が著しく低下しております。

また、この中で、人工林、杉、ひのきの林は、全体の30%を占めています。我が町の人工林率は県下最低です。これは、すばらしい天然林が残っていることにもなりますが、これについても40から50年以上の体系木が大半で、山林の公益的機能を阻害しております。人工林については、国・県・町等各事業によって補助金制度が確立されております。今まで対象にならなかった7 齢級35年以上、12 齢級60年まで、事業によって対象となることになってきました。

しかし、当町の山林の大半を占める雑木林については、このような手厚い補助金制度はほとんどないと言ってもいいでしょう。水源涵養機能、治山機能また当町の大きな問題となっているイノシシ対策の面から見ても、雑木林の除間伐が必須であると思いますが、いかがでしょうか。

また、青野大師ダムの上流もまた各地にある水源地の上流の山林が各機能面から見て、除間伐の適地と思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、現在行っている町営分収林事業をより一層充実し、それらの対策に乗り出したらどうか。

以上、3点について伺いたいと思います。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 鈴木議員のご指摘は、除間伐を推進するということと、そしてその適地として青野大師ダム、それから今言われました……ともかくお答えいたします。

里山の概念として、私はなぜこの概念を抱いたかということ、先ほど言いましたけれども、まちづくりというものは皆さんの協力がなければできないよと。そして、町の置かれている地形的なことを考えたときに、共通項という形の中で、私は水をメインに持っていくなれば、町民の皆様方の協力も得られるのではないのかなと、そういうことで私は里山構想ということをしたわけです。

しかし、そこに大きなネックがあるのは、要するに財政的なものであります。ということは、財政を今の高齢化の中で、本当にそれを実行できるかどうか、町がそれだけの間伐は有利なことはわかっております。しかし、それをできる財力があるのかどうか。今、国・県も大きな森林に対する認識は変わっております。ですから、そういう大きな流れを見ながら、

これからは里山については正面から向かっていかなければいけないのかなと、それが私の基本的な考えです。

そして、里山の機能等及び現況ということで述べさせていただきますと、かつて里山は柴、炭、堆肥を得るなど、生活に密着したものであります。しかし、石油など化石燃料による燃料革命や化学肥料の普及及び機械化等により、生活様式と生産技術の変化で、里山のみならず森林は放置されてきております。

顧みられなくなった里山も、近年地球温暖化など地球環境への意識が高まる中、再び脚光を浴び、また森林は緑のダムと言われるように、汚水、洪水調整機能として涵養林の役割も既に定説となっています。

里山づくりですけれども、私は、第4次南伊豆町総合計画に基づき、環境にやさしいまちづくりを目指し、里山構想を提案いたしました。どうすれば豊かな自然を取り戻せるかを考え、21世紀における国際的な共通課題の一つでもあります水を共通項に、まちづくりを推進していく考えを持っているわけであります。

豊かな森は川を潤し、その川は地域住民や農地のみならず海をもはぐくむと言われるように、まちづくりに町民のエネルギーを結集させるためには、森と海を結ぶ、言い換えれば山間部と海岸部を結ぶ水という共通項が必要であろうと考えております。

先ほど言いました間伐でありますけれども、長引く不況やリストラなどにより従来のスピード、効率、利益のみを追求した時代から、心の所得やスローライフに価値を置く考えが都市部に広がっております。このことは、都市部に集中した価値観が地方に向くことを示しており、里山にこの力を方向づけすることによって、雇用創出や都市住民のニーズにこたえながら、同時に過疎化に悩む農山漁村のコミュニティの活性化を進める可能性を含んでいるのではないのかなと考えております。従前からの地域活性化システムに頼るのではなく、行政が都市から地方への人口流動化を戦略的に推進することが重要であろうと考えております。

そのような意味から、都市で職を失った人たちやスローライフを求める人たちに対し、緑に包まれマイペースで耕作などをするという選択肢を提供し、地域の活性化を図ることは、地方と都市との共存共栄にもつながってくると考えております。豊かな人間性を養う本物の自然の象徴としての里山の回復、森林の活用など、自然との共生を基本に段階的に法令や規制などを解決し、また合併に伴う地域自主組織なども念頭に置きながら、新たなシステムをつくり上げなければならないと考えております。

そのために、町民の皆様、NPO及び自然保護団体等にも参画を願い、あるいはボランティアの育成にも努めるとともに、議会の皆さん方と協議・調整をしながら、できることから進んでいかなければいけないと考えています。

今、町は町村合併という大きな流れになっております。私も、この方向づけができたならば、また地区懇談会等を開催し、そして里山の大切さを皆様方に理解していただくべく努力するつもりであります。そのためには、鈴木議員等々皆様議員の方々の協力をお願いしたいと考えております。

議長（**田**国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） 何か100点の答えをされましたけれども、ここに農業新聞の5月29日の記事をちょっと紹介させていただきます。

これは「ストップ 木曽の森荒廃、次世代に水源を残そう、どんぐり交流作戦」ということです。「これは、愛知県のJ A、愛知知多女性部が長野県の姉妹のJ Aの呼びかけに答えて、どんぐりの苗を育てている。ある程度大きくなったら水源地に植える計画です。水源を抱える地域と森から流れ出す水を利用する地域の女性が手をつなぐ友情のどんぐり作戦です。」この主題が、「木曽の山林の荒廃を防ぐため一緒にどんぐりの木を植えませんか。」という呼びかけです。姉妹のJ Aである長野県のJ A木曽女性部から声をかけられたと。2年前です。「愛知県知多管内では、木曽御岳の水を水源とする愛知用水の水を利用しているため、この申し出に応じることになりました。女性部長の松本タエコ部長は、「私たちが育てたどんぐりで少しでも木曽の森林を守ることができれば嬉しい」と話し、三、四十センチに育て、来年の春植林するそうです。」

当町でもこのような活動が自然に芽生えるよう、町長初め当局の里山に対する取り組みを期待するところです。

議長（**田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 貴重な提言をありがとうございます。本当に、先ほど言いましたように、南伊豆町というのは、財政ばかり言って怒られそうですけれども、そういうシステムをこれから……要するに、都会の方々というのは時間があるわけです。ですから、その都会の時間、エネルギーをいかに注入できる組織をつくるかがこれからの里山構想のポイントになっていくのかなど。そのためには、こちらの受け皿をしっかりとし、そして何をメリットとし

て都会の方々に提供するか、その辺の契約といいましょうか、そういう約束ができないと、この里山構想はスタートできないのかなと。

それと同時に、それを受ける受け皿の町民の方々のご理解、それも必要になるかなと考えておりますので、先ほど言いましたように、一つ一つクリアできればと考えております。

議長（**霧田**国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） 私が今申したどんぐり運動ですけれども、うちの方では今建設中の青野ダムもありますから、町内でこういう運動はできると思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町長は水イコール自然回復と盛んに述べておりますが、町民の皆さんと一生懸命頑張って発掘した長者ヶ原の自生ツツジや町と三浜区の分収造林事業で、しいたけ原木生産及び水源涵養目的で15ヘクタール植林したのなら、くぬぎも立派な里山対策だと思いますが、しかしここ数年前ごろから、同地区に別荘風の家が多く建ち、その周りの山肌は削り取られ、木々は無造作に伐採されております。また、あげくの果て井戸を掘り、地下水をくみ上げております。今後、このような住居が増加してまいりますと、下流にある一町田地区、伊浜地区の飲料水に重大な影響を及ぼす可能性が大いにあると思います。

業者は、法律上の規制枠内で行っていると思いますが、町として何らかの規制、条例をつくって対処していくことは、別の面から見ての里山対策ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えします。

伊浜、一町田から天神原にかけて、地下水採取してある、その現実を知っております。近年、伊浜、一町田地区上部から天神原地区にかけ多くの住家が建設され、そのほとんどが井戸を掘削し、地下水をくみ上げていることは承知しております。

また、以前の定例会において、当該地区の地下水くみ上げ問題が質問されたこともあり、議員ご指摘のように里山対策の一環として何らかの規制が必要とは基本的には考えています。しかし、具体的には水源保護条例、地下水採取条例及び土地利用指導要綱の条例化等が考えられますが、その規制というのは当然に所有権、私権を制限するものであります。そこには、相応の公共の利益を優先する理由の存在が必要であり、また逆に公共の設備投資が必要にな

ろうと考えております。

今後、第4次南伊豆町総合計画や国土利用計画南伊豆計画等と整合性を図り、自然と共存しつつ秩序ある持続可能な地域振興ということを目標に考えていきたいと、そういうことで考えております。

議長（霧田国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） それでは、町としての特別の条例とか規制は無理ということですか。

議長（霧田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 現段階では、要するに法の網をかぶせるということはそれは可能かと思えます。しかし、ではその所有権をどうするのかと。そうした場合に、天神地区にそれにかわるものをつくれとそういうことを言われた場合、今の南伊豆町の財政力では、すぐ対応できない。

ですから、環境というものについて、そうなると一部地区ということに限定されます。ですから、皆さんがどうしても南伊豆町は水をもっと真剣に考えなければいけないという風土をもっと根づかせなければ、今のところは三浜とか天神地区とか特定されているわけです。ですから、それを大きな網にかぶせる場合は、大きな皆様方の理解と認識が必要ではないのかなと。ですから、今のところは、今の財政力によって、では法をかぶせたから、では水道をつくってくれよ、そういうことを言われた場合に、対応する力があるのかどうかと。私は今のところはないのかなと考えていますもので、ぜひ環境ということとは1つの地区だけでなく、南伊豆町の全体ということこれから考えていかなければいけないのかなと、現況はそういうところであります。

議長（霧田国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） 地域住民に影響が出てからでは遅過ぎますので、何らか前向きに検討をよろしく願います。

もう一つ重大な問題は、年々ふえ続けている放任竹林の問題です。

ことし3月3日に、県農林事務所、町農林水産課、各団体、竹林の多い一条地区代表者、学識経験者によって南伊豆竹資源利用拡大検討委員会が設立されました。これらの団体と連携を密にし、今後の竹林対策及び資源開発に取り組んでいくことが必要かと思いますが、い

かがでしょうか。

議長（**霧**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 南伊豆竹資源利用拡大検討委員会は、近年の輸入竹の子による価格の低下、竹材料需要減、竹林高齢化等の原因により放任竹林がふえ、全国的な問題になっていることから、竹を資源としてとらえ、竹資源の機能・効用の利用などについて、関係機関が一体となって取り組むもので、伊豆農林事務所森林整備課が事務局となって発足いたしております。

町といたしましても、最大限の協力をし支援してまいる所存であります。さらに、町におきましては、商工会新事業創出部会が中心となり、平成14年度から16年度まで国庫補助を受け、竹炭、竹粉を素材にしたそばやパン類の商品化に向け現在取り組んでおり、先月開催されたふれあい広場でも試験的に販売するとともに、試食品を通じ消費者の意見を聞いて今後の参考としたところであります。

このように、放任竹林のあらゆる方向から資源化に向けて取り組む所存であります。

議長（**霧**田国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） このことは、商品開発上また竹の子の生産面、観光面から見て竹林利用拡大検討委員会が大きく貢献すると思いますので、町としても強い連携をとっていただきたいと思います。

続きまして、第156回国会の注目法案の中に、森林保護法の一部を改正する法案、農林水産省から提出されます。森林の適正な管理が行われていないために、公益的機能が低下した森林が増加していることから、森林の整備・保全の一体的な推進を図るために措置を講じたものです。

従来の森林整備事業計画について、森林整備のみならず森林保全目的の治山事業に関する項目を加えたものです。「森林所有者が保安林で択伐を行う場合、伐採許可の簡素化を図る」とあり、これについては当町の山林の活性化、里山構想及び対策上最も注目しなければならないと思いますが、ご存じでしょうか。

議長（**霧**田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その資金を使って保安林を指定した場合、所有権の制限があるという

ことを聞いております。

以上です。

議長（**霧田**国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） 保安林についてはこの中でうたってあると思いますけれども、保安林所有者が伐採を行う場合。今までは、保安林所有者がやたらできなかつたんです。やたらというわけではないけれども。その規制が簡素化できるということです。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その点については詳しくは存じておりませんが、失礼しました。

議長（**霧田**国広君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 情報としては、保安林で択伐を行う場合の伐採許可を、事前届出制に変えたというふうに聞いております。

議長（**霧田**国広君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） この法案が通りましたら、当町としても、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

私は前も申しましたけれども、まちおこしの提言に成功した条件は大切なことですので、重ねて言わせていただきます。

まず1番目に、財政的に無理をしないこと。2番目に偉大なリーダーが出ること。3番目に経営体を組織する人々が自信を持ち生きがいを感じていること。4番目、町の長所を伸ばすこと。5番目、経営環境を生かすこと。6番目、本物を扱うこと。7番目、一番のものを持つことです。要は、徹底的に町の長所を伸ばし、町の環境のよさを生かすことだと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（**霧田**国広君） 鈴木久香君の質問を終わります。

散会宣告

議長（**霧田**国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時59分)

平成15年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成15年6月6日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第36号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第37号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 発議第3号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第38号 指定金融機関の指定について
- 日程第 6 議第39号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第40号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 発議第4号 石廊崎測候所の有人による存続を求める意見書
- 日程第 9 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

日程第6 議第39号の審議中断

日程第7から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和雄君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	11番	藤原栄君
12番	横嶋隆二君	13番	小澤東洋治君
14番	大野良司君	15番	渡辺守男君

欠席議員（１名）

10番 勝田国広君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺修治 主事 勝田智史

開議宣告

副議長（石井福光君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより平成15年6月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

副議長（石井福光君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1 1 番議員 藤 原 栄 君

1 2 番議員 横 嶋 隆 二 君

議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論・採決

副議長（石井福光君） これより議案審議に入ります。

議第36号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 提案理由を申し上げます。

昨年の5月より施行された住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスとして、本年8月25日より全国の市町村を結んだネットワークシステムを利用することになり、さらなる住民サービスの向上と住民基本台帳事務の効率化を図るため、次の3つのサービスが施行されます。

1 点目は住民票写しの広域交付、2 点目は転入転出の特例処理、第3 点目は住民基本台帳カードの交付となります。この3 点目の住民基本台帳カードの交付には、住民の申請に基づくカードの新規交付、有効期限満了による更新交付、もしくは亡失等による再交付の3つの

形態がありますが、その交付に伴う処理経費を市町村の手数料として計上する必要が生じたこととあわせて、所要の別表改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、住民課長より説明させます。

副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、南伊豆町手数料条例の一部改正の条例の内容についてをご説明申し上げます。

最初に別表（第2条関係）の中の左側にある戸籍、住民基本台帳とございますけれども、住民基本台帳の下から2行目の、住民基本台帳カードの交付又は更新若しくは再交付でございますが、住民基本ネットワークシステムの第2次サービスといたしまして、先ほど町長より申し上げた3つのサービスは本年8月25日より施行されますが、そのうち住民基本カードの交付については、原則として市町村がカード発行機を導入し、住民からの申請に基づき交付するものであります。平成15年3月31日現在で、人口3万人未満の市町村については財団法人地方自治情報センターに委託することが可能なため、南伊豆町は8月中旬ごろまでにカード発行処理業務委託契約を締結する方針であります。また、その経費についても、今回補正予算に計上させていただいているところであります。センターではカード1枚当たりの発行に要する費用として、カード購入原価を950円、カード発行にかかる労務費、管理費、及び消費税の処理費等520円、合計で1,470円、中身といたしまして、写真入り、写真なし、及び点字エンボス加工のいずれも同額と試算しておりますが、総務省はカード購入原価1枚に対し1,000円程度市町村に交付税措置を講じたいとのことから、町といたしましては処理費相当分に対応する500円を手数料として利用者に負担していただくことが適切であるとのことから、ここに提案する次第でございます。

よろしくお願いたします。

副議長（石井福光君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本君。

4番（梅本和君） 住民基本台帳カードの交付は8月25日からということですが、いわゆるカードを持っていると、法律的に他市町村でも住民票が取れるということですね。それともう1点、これは全然カードに関係ない話ですが、手数料条例の中にある金額という

のは、全国統一と考えていいものなのですか。

副議長（石井福光君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） 第1点目の質問でございますが、広域交付にかかわる住民カードを持てば全国どこでも取れるということでございますけれども、もう1点、それにつきましては、全国の各市町村に公的な認証、例えば運転免許証と個人口座番号を去年の8月5日を基準に皆さんに送った、それを自分が暗証して、それをすれば4項目はできます。ということでございます。だから逆返すと持たなくても、ほかの市町村で4項目は取れます。ただ番号を知っていないと、教えてはくれません。

第2点目の500円に相当する金額は同一かということですが、私の承知している限り静岡県においてはほぼ500円ということですが。

副議長（石井福光君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

副議長（石井福光君） 議第37号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成15年3月28日に公布、同年4月1日に施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給基準額を本年4月1日にさかのぼりまして、平均0.46%引き上げさせていただきたくご提案申し上げます。

条例改正の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

副議長（石井福光君） 内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

ただいま町長が申し上げたとおりですが、毎年国の税制改正に伴いまして改正を実施しております。その内容につきましては別表のとおりなんです、前年に比べまして各階級とも2,000円のアップが実質的な内容となっております、14年度の退職者は15年4月1日退職ということになっておりますので、この退職金が適用となります。本年は23人の退職がございまして、643万2,000円を国の方にあります外郭団体であります消防団員等公務災害補償等共済基金より私どもの方で掛金をかけまして、金額が支給されてまいります。その収入に基づきまして本年支出したいものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

副議長（石井福光君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

副議長（石井福光君） 発議第3号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出議員で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

5番（藤田喜代治君） 発議第3号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、平成15年1月1日より南伊豆町議会議員定数条例を制定し、平成15年4月30日には議員定数を15人から12人に改正されたところであります。それに伴い、委員会条例においても第2条の常任委員会の名称、委員定数及びその所管についても、改正をした方がより効率的であるとの観点から、現在までありました3つの常任委員会を2つとし、その名称も第1常任委員会、第2常任委員会とし、委員定数も6人ずつといたしたいと思うのであります。所管事務につきましては、文教、厚生関係事務を第1常任委員会の所管に変更させていただきまして、第1常任委員会の所管事務を総務財政、民生、衛生、消防、教育関係とし、第2常任委員会の所管事務を農林水産業、商工、土木、水道に関する事務とし、それぞれの事務の調査、議案、陳情等を審査することといたすものであります。

次に、第4条の2第2項中4人を5人に改める条文につきましては、議会運営委員会の定数でありまして、現在は各常任委員会の委員長と副議長の4人で構成されておりますが、常

任委員会数の減少により、各常任委員会の正副委員長と副議長の5人で構成することにいたしたいと思いますので、議会運営委員会、町議会全員協議会において審議した結果を踏まえ、委員会条例の一部を改正する条例を提案させていただくものであります。

なおこの条例は、平成15年8月24日から施行するものであります。

副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 第4条の議会運営委員会の構成についてですが、議会というのは、違った意見の住民代表が、この議会を通じて議論をすべきだということで、私も全員協議会場で、議員になって以来一貫して主張しているんですが、議会運営委員会はこの構成にかかわらず、会派届けを出しているメンバーはオブザーバーとしても議会運営に携わり、違った意見を反映して議会運営を公正、公平にやるべきだというふうに思いますが、その点はどのようにみたらいいでしょうか。

副議長（石井福光君） 藤田喜代治君

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

5番（藤田喜代治君） 私としては、先ほど提案理由で申し上げましたけれども、今までも委員会の委員長、それから副議長でやってまいりまして、おおむねスムーズにやってきていると、こういうふうに判断しております。ですので、今回は2委員会ですが、委員長と副委員長入りますので4人、それにプラス副議長で5人になりますので、十分かと思っています。

副議長（石井福光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 私は提案された第2条常任委員会の構成に関しては、このとおりでいいと思います。問題は、ここ条文書いてありませんけれども、数だけしか書いてありませんけれども、議会運営委員会の構成に関しては、常任委員長、副委員長いわゆる当然職で構成するということではなくて、会派届けを出しているいわゆる違う意見をきちんと取り入れた公平な運営ができるようなオブザーバー参加も含めた、そうした内容に運用の点でも改善を求めて私の反対の意見とさせていただきます。

副議長（石井福光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 賛成多数です。

よって、発議第3号議案は原案のとおり可決されました。

議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

副議長（石井福光君） 議第38号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

指定金融機関は、地方公共団体が公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるために置く機関であります。本町におきましては、平成12年10月1日から3年契約で現在の伊豆太陽農業協同組合を指定金融機関として指定し、業務を順調に遂行してまいりましたが、平成15年9月30日をもって3年が経過いたしますので、本年10月1日から新たに本町の指定金融機関として本町内に店舗を置く伊豆信用金庫を指定させていただきたく、ここにご提案を申し上げる次第です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

議第39号の上程、朗読、説明、質疑、審議中断

副議長（石井福光君） 議第39号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

本案は補正予算額 4,449万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,453万9,000円といたすものであります。

今回の補正は行政執行上で更正する必要性が生じたもの、または新たな行政課題が生じたものについて計上をいたしました。主なものは歳出第4款2項清掃費の最終処分場維持事業の測量等委託料 2,913万3,000円であります。その内容は、本町にとって大きな課題となっており、皆様にご心配をおかけしております最終処分場建設の件ですが、本年1月20日に終了した一般廃棄物最終処分場建設に伴う生活環境調査については、周辺住民の生活環境に及ぼす影響は軽微であるという調査結果が報告され、2月20日から30日間の縦覧後に利害関係者の意見の提出もなく、地元説明会においても反対意見がなかったため、大部分の住民の理解が得られたものと判断いたしました。ただ説明会において、出席者の一部から、下田市及び

河津町との市町村合併後に両市町の焼却灰が搬入されるのではないかという意見がありましたが、町の顧問弁護士に相談したところ、合併前に町と湊区が協定書を結んでおけば問題にはならないという回答が得られました。また最終処分場の完成が遅れると、焼却灰処理委託の経費がかさみ、町の財政にとって負担となります。このため平成16年度の国庫補助事業に採択されることを目標に計画を進めることとし、本年9月に行われる国県による事業計画の審査を受けるための地形地質調査や、基本設計等に要する費用を予算計上したものであります。ぜひとも事情をご理解いただきたく、お願い申し上げます。

補正内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

15ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費、中の企画調整事務でございます。負担金補助及び交付金で187万3,000円、これにつきましては下田市、河津町、南伊豆町合併推進協議会負担金でございます。7月から9月分の負担金となっております。この中身といたしましては、事務所費等あるいは将来構想策定委託が中身となっております。それを均等割、人口割での金額が187万3,000円となっております。

地域づくり推進事業委託料でございますが、81万円、不動産鑑定委託料でございます。旧薬用試験場不動産鑑定委託料でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務、この中身といたしまして63万9,000円でございますが、この中身といたしましては、先ほどの手数料条例の中の住基ネットの発行に関する費用でございます。

5項統計調査費、指定統計調査事務でございますが、需用費で30万円、これは平成12年度の国勢調査の結果が判明したものですから、南伊豆版800部を印刷製本したいものでございます。

3款民生費1項社会福祉費、社会福祉事業127万8,000円でございますが、この扶助費の中身でございますが、知的障害者医療給付費、これにつきましては希望の里とか富岳、天竜あしたか等の入所者11人の医療費の3割分を国県4分の3の補助を受けて支給したいもので

ございます。それから、知的障害者生活寮運営費、これにつきましてはあしたか太陽の丘に入寮をいたします入寮費の支援費でございまして、39万 8,000円でございます。県が2分の1補助を財源とするものでございます。社会福祉センター管理運営事務、工事請負費で39万 9,000円ですが、これは社会福祉センターの自動ドア装置機種交換工事でございます。

2項児童福祉費、児童福祉総務事務で需用費8万 1,000円でございます。施設修繕料でございます。これは湊地内の児童遊園フェンスの追加修繕でございます。

4款衛生費1項保健衛生費、老人保健医療事業59万 4,000円でございます。中身といたしましては、臨時職員の社会保険料、それから需用費につきましては、老人医療の高額医療費の申請書作成費でございます。通信運搬費につきましては、高額医療の申請の決定通知の郵送料でございます。

2項清掃費、最終処分場維持事業でございますが、委託料 2,913万 3,000円でございます。この中の中身として、測量委託料 270万 6,000円、地質調査委託料 441万円、一般廃棄物最終処分場基本設計委託料854万 5,000円、一般廃棄物最終処分場実施設計委託料 1,347万 2,000円でございます。これにつきましては、町長が説明申し上げたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

5款農林水産業費1項農業費、農業総務事務でございますが3万円、中身といたしましては、静岡県グリーンツーリズム協会負担金でございます。

2項林業費、林業振興事業のカラープリンターの賃借料で29万 2,000円、森林整備事業、パソコン賃借料を34万 6,000円減じたいものでございます。

6款商工費1項商工費、その中の商工振興事業でございまして22万円、中身といたしましては静岡県信用保証協会事務負担金が2万円、弓ヶ浜歓迎塔看板塗装工事補助金20万円、これにつきましては、防水工事を行うものについて2分の1の補助でございます。

観光振興事業1万円、静岡県グリーンツーリズム協会負担金でございます。

弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務委託料50万円でございます。この中身といたしましては、温泉使用料32万円、駐車場使用料18万円でございます。

7款土木費5項都市計画費、都市計画総務事務でございまして、11万 7,000円でございます。報酬8万 1,000円、旅費3万 6,000円ですが、都市計画審議会を開く必要が生じました。その中身といたしましては、県の都市計画マスタープラン町並み分の審議、それから用途地域外の白地地域ですが、建築形態規制等の審議を行うための報酬と費用弁償を計上させていただきました。

8 款消防費 1 項消防費、非常備消防事務でございます。報償費 143 万 6,000 円、消防団員退職報償金でございます。先ほどの条例改正の内容でございます。

9 款教育費 1 項教育総務費、事務局事務 24 万 1,000 円、委託料 20 万円でございますが、町指定教育研究校委託料でございます。これは、竹麻小学校と南伊豆中が独自のテーマを決め、研究をする委託料でございます。負担金補助及び交付金 4 万 1,000 円、賀茂地区結核対策委員会負担金でございます。この中身といたしましては、予防接種の廃止に伴いまして児童の問診票により結核対策の検討をいたすものでございます。

2 項小学校費、この中の小学校管理事務でございますが、581 万 4,000 円、需用費 30 万円給食消耗品でございます。給食の食器が不足するためのものでございます。役務費 1 万 6,000 円、これは南崎小の水質検査委託料でございます。工事請負費につきましては、南上小学校補修工事でございます。549 万 8,000 円で空調設備を設置したいものでございます。保健室、事務室、校長室、職員室でありまして、これは今まで段階的にやってきておりまして、あと残りは南中小と東中が残っております。

三浜小学校管理事務 32 万 1,000 円、これは備品購入費でございます。給食用の冷凍庫に穴が開いたために緊急に設備したいものでございます。

小学校教育振興事務でございますが 1 万 4,000 円、教育研究会負担金が不足するためのものでございます。

次のページをおめくりください。

中学校教育振興事務につきまして 6,000 円、負担金補助及び交付金 6,000 円、これも教育研究会負担金の不足に伴うものでございます。

5 項社会教育費、社会教育総務事務 12 万円でございます。編集謝礼でございます。これは、南伊豆町を題材にした教本の編集謝礼でございます。

図書館管理事務、これにつきましては需用費で 20 万 8,000 円、施設修繕料、図書館のトイレのペーパーシート取り付け修繕でございます。

生涯学習推進事業の委託料 40 万円ですが、子育てネットワーク事業委託料、これは県から 2 分の 1 の補助を受けて行うものでありまして、委託先といたしましては町の育児サークルに対し委託し、中身といたしましては、6 ヶ月児から 4 歳児の親子の育児相談等を行う家庭教育のアドバイザー 1 人、サポーター 2 人により実施していただくものでございます。

9 ページをお開きください。

歳入でございます。12 款使用料及び手数料 1 項使用料 50 万円、商工使用料 50 万円、弓ヶ浜

温泉公衆浴場使用料でございます。みなと湯の使用料でございます。

2項手数料20万円、住民基本台帳カード交付手数料でございます、手数料条例の改正によるものでございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金44万円でございます、社会福祉費負担金でございます。これは、知的障害者医療費3割分を国の方で2分の1負担金としていただくものでございます。

14款県支出金、民生費県負担金22万円、これにつきましても、知的障害者医療費の3割分を4分の1を計上いたしました。

2項県補助金39万8,000円、民生費県補助金、社会福祉費補助金19万8,000円、太陽の丘入居者1人分の寮費で2分の1補助するものでございます。

教育費県補助金、子育て支援ネットワーク事業補助金でございます、2分の1の補助でございます。

次のページをお願いいたします。

18款繰越金1項繰越金で4,129万6,000円でございます。前年度繰越金でございます、決算繰越見込みでございますが、現在のところ2億7,900万からの繰り越しを見込んでおります。今回4,129万6,000円を使いますと、繰越金を2億2,225万1,000円使うことになりまして、繰越金の残が5,740万円程度見込まれております。

19款諸収入、雑入143万6,000円、消防団員退職報償金でございます。23人分でございます。

8ページをお願いいたします。

補正額の財源内訳を説明させていただきます。補正額は4,449万円でございます、そのうち特定財源が国県支出金105万8,000円、その他213万6,000円、一般財源が4,129万6,000円となっております。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、先ほど農林水産業費のパソコンの関係で1台は廃止し、1台買いたいということで、この債務負担行為になりますので、債務負担の期間を平成15年度から平成19年度までを平成15年度から平成20年度までにしたいものでありまして、金額につきましては、限度額が3,365万6,000円から3,470万3,000円に変更したいものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

副議長（石井福光君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 18ページの一般廃棄物最終処分場に関連する質問を行います。

まずきのう全員協議会がありました。第1に湊区でゆうべ集計したアンケートの結果がどうなっているかということでもあります。その内容で伝わっていると思うので、それを教えていただきたいと思います。

次は、幾つかありますが、2回に分けて質問します。

去年の3月の予算委員会で一般廃棄物最終処分場基本計画については、内容が説明されました。改めて本会議でやるのは久しぶりなので質問を行います。

この処分場の第1に処理能力はどのような規模か、それと処理内容はどのような内容物であるのか、これはアセスで安全性への影響が軽微だということではありますが内容については。

もう1点は工事事業費について、これを財源内訳も含めてお答えしていただきたいと思えます。

その次、また次の問題について。

副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） アンケートの調査結果がきております。アンケート調査の用紙として皆様方にきのう配付しましたけれども、最終処分場建設の実施についてということでアンケートをしております。そしてその中でこの実施について建設することに賛成、イ実施について建設することに反対、実施することについて市町村合併後に持ち越す、実施することについて条件付で賛成、私たちはこう解釈しております。アンケートの回収枚数が273枚、78%、無回答は入れておりません。実施することに賛成が46枚、16%、そして純粋に建設することに反対78枚、27%、実施することにより市町村合併後に持ち越す70枚、24%、実施につき条件つきで賛成92枚、32%、無回答ということで4枚、以上でございます。

またその他の事業内容につきましては、課長の方に説明させます。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） お答えします。初めに処理能力というか施設の規模というか、これは南伊豆町清掃センターで発生する焼却灰と、それから町内で発生するガラス、瀬戸物

くず、不燃残滓、その15年分として1万 4,000立米を予定しております。それらの内容は、今申し上げたとおりであります。

それから、事業費であります。設計はもとより地形地質の調査さえできていない状態ですと、事業費がどのくらいになるかわかりませんので、概算になりますけれども、仮に工事費を5億円、用地費、施行管理費等を含めて6億円として試算をしますと、最終的な地方負担額は国庫事業で施行した場合は3億 4,000万円、単独事業で施行した場合は約4億 7,000万円となり、国庫補助事業の方が建設期間が1年延びても約1億 3,000万円というふうになるとしてございます。

副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 次に、アンケートの内容の結果にもありますけれども、仮にこれを今回つぐらないという場合に、町長は提案理由の時に費用負担がかかるということがありましたが、その費用は概算でどれくらい、そしてその財源はどのような財源になるのかその点をお答えしてもらえますか。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 最終処分場をつぐらないとすると、青野の最終処分場に地元との約束では平成17年3月までは追い出されることになっておりますが、実際のところ17年3月までもちそうにありません。約1年くらいの間だと思っております。そうしますと町外に搬出することになりますが、下田市は1トンにつき3万 4,000円で群馬県の施設に運んでおります。ただ下田市の場合は条件がいいわけで、焼却灰の発生量がまとまっておりますし、施設構内の使い方もいいということであって状況もいいですが、町村の清掃センターから運んだ場合には3万 4,000円という金額ではできないかもしれません。4万円幾らかかる思います。そうしますと、年間の必要額は二千五、六百万前後になるかと思えます。

副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 次に、今合併が仮に想定されている下田市と河津町の焼却灰はほかの県に出しているわけですが、どのくらいの量を出しているのかということです。

次の点は、もし仮に合併になった場合に、処分場の行き先はどのように想定されるか、もし合併後にやるとした場合に、いわゆる3市町で最終処分場の問題についてどういうことが想定されるかということです。その場合にいわゆる3市町の灰を焼却灰なり一般最終処分場の廃棄物を入れる場合に、合わせた規模の対応施設をつくるという場合にはどのくらいの予算が想定されるか、もしそういう材料があれば、仮定の話になりますけれども、下田の河津

のお答えいただきたい。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 下田市と河津町の焼却灰の発生量は知っておりません。ただ人口から推定しますと、本町の焼却灰の年間の発生量が約 600トンですから、下田市は3倍くらいはあるのではないかと、河津町はそれ以下だと思います。

それで、合併後に整備した場合にということですが、県が静岡県ごみ処理広域化計画というものを策定しており、これによりますと平成29年度までに広域化を完了するということと、広域処理圏を県内を7圏域にするというものであります。これを受けて下田市と賀茂郡の6市町村で構成する南伊豆圏ごみ処理広域化推進協議会を設置しまして、南伊豆圏ごみ処理広域化計画を策定しております。その内容は、平成29年度までに広域で焼却していくと資源ごみ、不燃ごみ処理施設、それから最終処分場で広域で整備することになっております。

ですから、今計画をしているのは、その対策ということではありますが、市町村合併して直ちに広域で施設を整備するということは難しい面もあると思います。経費削減できるとか規模の小さいものを幾らつくるよりも一つのグレードの高いものをつくった方が環境に与える影響が少ないのではないのかとかいろいろなメリットがありますが、立地の面で1つの自治体の中でつくるのが難しい状況ですと、果たして広域になったらなおさら困難が予測されますので、長期的な事業計画を立てて進める必要があると思います。

副議長（石井福光君） 梅本和 君。

4番（梅本和 君） アンケート調査の内容が町長から発表されたわけですが、初めの説明によりますと、地元住民の大部分の理解が得られたと判断したということですがけれども、こういう説明があってアンケート結果が出た中で、町長が大部分の湊住民の理解が得られたと、このような判断でいいですか。

きのうの説明だと、大部分の地元住民の理解が得られたと判断したとあります。そういう説明の中でアンケート調査が出ましたよね、今。建設することに賛成、建設することに反対、市町村合併後に持ち越す、条件付で賛成、この数字が出ているわけですがけれども、この数字に対して町長の見解というか、この数字が地元住民の理解が得られたと理解しているのかということですか。

副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） きんのう言った理解ということは、環境アセスの関係で、縦覧期間、そ

して意見の期間があったわけです。その期間に全員なかったわけです。それを踏まえてこれから環境アセスの結果を、説明会を開いたわけなんですけれども、その時に合併だとかそういう問題だけが主流になって、前に進むという意見までいなくて、いろいろあった、私は当日タッチしてなかったですけれども、その間に環境アセスについては一切問題にならない。ですから私は環境アセスが経過して、次の段階へ進むときがきたと、そう判断して、そういう面では住民の理解を得られたとそう解釈しております。そして今回のアンケートについて、区の方で、役員さんの方で自主的にやったわけなんですけれども、今言ったように実施を前提条件に、純粹に反対の方は70何人いらっしゃるわけなんですけれども、純粹に賛成、条件付で賛成、そして合併後に。私たちが作っていいよと解釈するわけなんですけれども、そういうことの中で、合併後につくる意味が私たちからするならば、今言ったように自分たちの町のごみは自分たちで処理しなければいけない。そして、平成29年度という期限付きですよ、1人地元の方できのうも言いましたけれども、反対を言っていた人がいるんですけれども、平成29年度までなんだと、そしてエコセメントとして原料として搬出するという、助役が言って説明し、了解を得て、大山地区の土地所有者、そして建物所有者とは全員少なくとも大山地区については、私たちは一切タッチしていないですけれども、承諾を得られたよと、そういう解釈をしていますので、2段に分けて環境アセスについては、もう反対者はいなかったのだと、そういうことで次の段階に進むためには、要するにこういうものをつくりたいのだと提案しなければ、説明会を開けないわけです。説明会を開くための資料をつくるにはプロに頼まなくてはいけません。プロを頼むためには、測量しそして設計をやらなければいけない。そういう判断です。

副議長（石井福光君） 梅本和 君。

4番（梅本和 君） 昨日の全員協議会の中で説明がありまして、建設することに対する町長の意見、考え方というのは、町当局側の考え方というのは十分わかったんですけれども、当然、最終処分場というのはなくてはならないし必要だと、そういう考え方で私はいます。ただ問題の中で、いわゆるデュープロセスというか適法手続ですね、行政執行していく上で手続の中で住民の側からこういう問題が出てきたと、アンケート結果出てきたと、そして市町村合併後に持ち越すというような意見もあるという中で考えた場合に、例えば、昨日の説明だと16年度の国庫事業に採択されるためという、こういう条件をつけて急ぐと今回補正をとという形で、町長言われましたように16年の国庫事業に採択されるということは、事業を執行するということになりますよね。この事業をそのまま進めていくということに。そうい

うことであるなら、もう少し時間を、この16年度、17年度、町長の在任期間に例えば事業が始まるかどうかわからないけれども、今回の補正は決断を持って取り下げて、できればそういう形で住民の理解をもう一度得るという方法での考え方はできないですか。

副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今言ったようにアンケートは住民の方々、要するに役員の方々が指導してやったということ、そして合併後に要するに私は賛成だと思っんですけども、合併後にという条件は、例えば、平成29年度までにいずれにしても今の施設は使わなければならないよという、そういう理解を得られてないと思うんです。ですから、私たちは協定書の内容を変えるとか、そして県の方の流れ、平成29年度まではいずれにしてもあそこで維持しなければならないと。そして、平成20年度からエコセメントの原料として搬出する、その搬出先は原料だよ、その後の4年間がどうなるのかということをやはり、少なくとも1年は青野にお願いするけれども、後の3年間は町外に排出しなければならない、そういう期間的なものがあるわけです。そして毎日出るのが1トンから約2トンとするなら、搬出する、そして青野は毎日やっているんですけども、町外へ搬出するか、後4年間は町外へ搬出しなければいけないわけです。その場合はまとめる施設をつくらなければならない。毎日、1トン半のものを排出するのは無理ですから、大きい小さいかはともかくとして、やはりあそこの一角に最終処分場と称するものを、倉庫をつくらなければならない。私たちは行政は対応できない。ですからある意味ではせっぱ詰まっている。青野があと三、四年もあるんでしたらいいんですけども、今年いっぱいじゃないかという報告、そして後はできれば交換、排出先を探すというそれには当然費用がかかる、そして後の平成20年までは当然にお願いするという格好になるかと思えます。そして搬出する場合でも、倉庫をつくらなければならない。ですから、私はそういう中途半端な倉庫より、いずれにしても倉庫はつくらなければいけないという判断をするならば、やはりしっかりしたものをつくって、そして少なくとも安心とは言いませんけれども、できるだけ町民に負担のないものをつくらなければいけないのかなと、そう考えております。

副議長（石井福光君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 補足説明でということで、梅本議員がおっしゃっている市町村合併後に持ち越す、この意味の取り方がそれぞれあると思うんです。当局としましては、市町村合併後に持ち越してつくってもよろしいですよという解釈をとっております。しかし、地元で

この間説明会をやったとき1番大きい問題になったのは、下田市、河津町、このごみを持ってこられると困りますよということの方が一番大きい。きのうも申し上げましたけれども。

そうしますと、市町村合併後に何市になりますか、新しい市になった場合は、そこに持ってくるときに、そこが河津町、下田市に持ってこられると困りますよという、そういう現在の私どもは持ってきませんよという、新しい市になったときはこれはなし崩しにされて、逆に持ってこられる可能性もあるということまでこの人たちは考えてやっているのか、ちょっとその辺もわかりませんが、私どもは、そういうことのないように現在の段階でこれを賛成という形で受け取って、つくった方がいいのではないかという解釈でございます。

副議長（石井福光君） 梅本和雄君。

4番（梅本和雄君） 当局の熱意というか、やりたいというか、ごみ行政の中でこれはどうしても必要だという気持ちはわかります。ただ問題は、こういうアンケートの調査結果が出たと、こういう中で、例えば当局としては16年度の国庫補助事業に採択されたいと、この気持ちもわかります。ただ、今ここで決議をするよりも、例えば、議会側がどういうふうな対応をするか私はわからないんですが、議会をもう少し延長して、休会の中に例えば当局側が地元区の理解を得ると、そういう中で補正の採決をするというのも1つの方法ではないかと思うんですけど、そのような例えば当局側が地元区に対してもう1度理解を得ていくという考えはございませんか。

副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 執行部の方で考えているのは、私たちの解釈では、合併後にはつくってもいいよという、そういう十分な理解が得られていない、要するに今のアンケートをとると実施について賛成、反対、条件付賛成、そして合併後なら私たちはいいよと解釈したんですけども、こんなこと言うと悪いですけども、要するにアンケートが行って、その後区の方の説明が行ったとか、いろいろなことがありますので、町とするならば、もう1度その辺の流れを、平成29年度までですよ、そして先ほど言ったようにエコセメントの原料としてもう県は動いていますよ、そういうことの一覧の紙に書いて、その後新たに説明会を開くという形の中で、それは考えていますけれども、それはやりたいと思っています。しかし、これは区の方でやったことですけども、これからは町の主導である面では前面に出てやるべきかなと、こういうアンケートまでいただいたんですけども、これからは、町前面でやらなければいけないのかな、今までは区の方でまとめてくださいよということで、もう投げ

かけていたわけですけれども、そういうことを具体的に書いて、そして私はこれからは町主導とは言いませんけれども、少なくとも、町の方から積極的に町民の中に入ってやりたいな、そういうことであります。

副議長（石井福光君） 梅本和雄君。

4番（梅本和雄君） そうすると、住民に対して事後承認的な形になるのではないかと思うんです。議会が議決すると、当局の形の中で、例えば、議会の賛成を得た、議会制民主主義の中で言えば議会が賛成したからいいじゃないかという意見もあるかも知りませんが、ただ住民の事後承認ということに対して町長の政治姿勢が問われるのではないかと、これは町長にとって非常にマイナスになるのではないかと、ぜひその辺のところを考慮して、できれば当局側からこの補正の採決については延期をしていただきたいと、そして、例えば10日後とか20日後に議会をもう1度再開して、そこで採決していただきたいというような提案があればこれは非常に私はありがたいなと思うんですけれども。

副議長（石井福光君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、梅本議員のおっしゃる、ここで保留にしてという形で、私どもももう1度区の方に行って説明なり何なりをといても、同じ結果が生じることが、説明会はまたもう1度アンケートを取り直すということであればまた別でしょうけれども、今の段階で、例えばこの調査結果が出たから、もう1度じゃあ行ってどうでしょうかといっても、これも無記名でやっていますし、この70という町村合併後に持ち越すという方が、私にすれば1番大きな問題だと思うんです。この方たちがどなたが入れたかということも、無記名ですからわかりませんが、そういう方たちだけにまたご理解いただきたいということで説明会を開くとしても、きのうも申し上げましたけれども約400戸のうち出てきてくれる方が大体50から70、そういう数の中でもう1度やって、そこでどういう形のところでみんなの承諾を得たよという形が取れるのか、その辺が今の段階では相当時間がかかって、またやり直しのような形が生じる可能性があるものですから、ここで議員のみなさんには町のことをまず第一に考えていただいて、何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

副議長（石井福光君） 渡辺嘉郎君。

8番（渡辺嘉郎君） 本当にこれは重要な問題でありまして、私も大変ありがたい話で、湊地区につくっていただくということは、本当にほかの地区から比べたら頭の下がる思いで賛成は賛成なんですけど、しかし町長おっしゃるように、これだけの人間が反対だということもありますので、ぜひ町長いつもおっしゃるとおり、議会制民主主義の中で区民が選んだ役員

の方たちと、湊の区民をすべて集めるのではなくて、区の役員さん方と話をし、その場でやはり結論をつけることも大事なことはないのかというふうに思います。そして区も役員の人たちも責任を持ってもらうということも大事なことでと思いますので、その辺でお願いができればなと思いますが、どうですか。

副議長（石井福光君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今までもお話しましたけれども、役員の方にいろいろお願いするということをやったんですが、役員の方は私どもが結論を出せるあれではないということで、たびたび今までも役員会を開いていただいたんですが、結局役員の方では決められなくて、結果的にはこういう形になったわけなんですけれども、これを再度役員の方をお願いしても同じじゃないかなということと、先ほど区長と区長代理が持ってこられた時、役員の皆さんで書いてきたらしいけれど、その時の状況を聞いたんですけれども、役員の中の一部の方はこれを反対する意見もあるということも重視している方がいられるということも聞きました。ほかの役員さんは、これだったらほとんどオーケーじゃないかというような感覚を持って、なおかつそのアンケートの無回収の枚数78枚についても、これは最終処分場を持ってくることに対して、興味もないし反対でも賛成でもないという人でしょうから、賛成という形に入れてもいいんじゃないかなというふうな、役員の中では大多数の意見があったということも伺っています。

副議長（石井福光君） 藤田喜代治君。

5番（藤田喜代治君） いろいろ出ておりますけれども、アンケートの結果についての当局側の判断、それについてそのように考えているということも、それは1つの考えでしょうけれども、特に先ほどから出ている市町村合併後に持ち越す、これは荒っぽい考え方をしないでよく考えていただくと、とにかく今はだめよと、市町村合併後に建設実施もいいかなと、あるいは市町村合併後になれば何か考えようと、こういう部分というのは十分にあると思うんです。市町村合併後に持ち越すということは、もう一度言いますけれども、今だめだということが入ってくるでしょう。それで梅本議員が言っていますけれども、今ここで採決するということは、ちょっと荒っぽい気がするんです。そういう点に、例えば持ち越すことが、本当に少ない、賛成する方がかなり多いという判断であれば、私は議会人としてそれなりの採決も判断も表決しますけれども、ちょっと危険がありすぎます。アンケートの分析の判断の仕方が、もう少し慎重であっていいと、こういうふうに思います。

副議長（石井福光君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 藤田議員のおっしゃることもわかるんですけども、市町村合併後に持ち越す、アンケートをとる以前からその場所はここですよ、ここにつくることに対していかがでしょうかということを出ているもとにアンケートをとっております。ですから、あそこにつくることに合併後にそこにつくってもいいですよ、私どもは解釈をとっております。それはもうそういう提示をしてありますから。だから、これは合併後にほかの地域につくりなさいという意味とはまた違うと思います。

副議長（石井福光君） 藤田喜代治君。

5番（藤田喜代治君） おっしゃることもよくわかります。どうもしっくりしないんですけども、かなり僕はきのうあたりの説明とか聞いてくる中で、賛成の方が多いという空気を感じていたんです。これを見たらとてもすんなりということは考えつかない、こう思いますので、先ほど同僚議員が言ったように、もう少し当局の努力が今まで十分だとは思いたいですけれども、もう少し時間を足して地元住民の反対を、もっとすんなりとするやり方が私はふさわしいと考えます。それと同時に国の審査は計画を出す期日が、きょう出さない間に合わないんですか。それを聞きたいんです。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 補正予算で提案してありますように、まず測量して地形の調査とそれから地質の調査をして、その後に設計という受注になりますので、そうしますと期間というのが短いものですから急を要します。

副議長（石井福光君） 藤田喜代治君。

5番（藤田喜代治君） とにかく、きょう補正でなんとかしなければ期日的に間に合わないということですか。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） それほど緻密なスケジュールというのは、決まっておりません。

副議長（石井福光君） 藤田喜代治君。

5番（藤田喜代治君） 少々余裕はあるといえはあるということですか。

副議長（石井福光君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 早いにこしたことはありません。

副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 先ほど質問した中身を見て、1つは費用の面と考えた場合、これま

での考えでは町村合併の問題は私も一般質問でやりましたけれども、やはり余りに材料が少ない状態の中で判断が非常に鈍ったと、ゆうべはほとんど徹夜で考えたというのは、1日の処分量を考えて、年間処分量が持ち出しが2,500万以上かかると、それが自主財源で賄わなければいけないということなんです。私は一般質問でああいうことを言いましたけれども、また今度合併後につくるといった場合、あそこにつくった場合に、先ほど助役が言ったけれども、同じ市になって同じ自治体になってほかを断れるかという、そういうことではない。ただあの処分場が合併を前提にした施設ではないということは、アセスも前提であるということで、そこは考えなければいけないわけですけども、この点で、私は清掃事務の現場で求めるものとしては、やはり効果の早いものが必要だというふうに思うんですね。問題は、やはり町長、執行部ですね、この持っていき方、プロセスがやはり余りにも稚拙だというふうに言わざるを得ない。去年の予算委員会の時もいろいろありましたけれども、私、現場の窮状から言えば、これは賛成なんです。いろいろ一般質問で言ったけれども、やはり対費用の問題と現状からして、下田と河津のものを入れることは現状としてはできないし、協定書があるなしにかかわらず。執行部に特に求めたいのは、町長、特に助役ですね、求めたいのは、やはりつくるのが先にあって、そして住民の疑問に対して本当に数字も含めて下田と河津が協定書とかということではなくて、いわゆる持っていくことが、それは持込が前提ではない施設であり、そうしたことが事実上不可能だ、下田市も現状では運び出しているところとは、単年度契約ではないというふうに思うんです。そういうところからして、これは町長が去年の秋口から町村合併の問題をこれを急にその方向を出し始めた、そこに住民の皆さんのいわゆる判断の迷いが出てきて、私自身もこれを町の単独でやる場合には必要だということで、その処分の仕方も安全なものを提案してきたつもりです。そして変更させてきたつもりなんです。やはりこの問題1つとっても、合併問題でいわゆるするかどうかは別として、継続事業と想定されるものはどれほど多いか、そしてましてこの問題が住民感情から言っても、本当に理解に時間がかかると。私は協定書の問題は、本当にああいうことで入れないようにするから大丈夫だということでは、これは済まない問題であって具体的に下田の搬出している状態、そして施設の容量からしてそういうことは不可能であって、アセスも合併を前提にしていない施設だということを説明し、そしてやっていく。やはり本当に執行部の説明の中では足りない。現状の現場の求めている状態から言えば、青野との契約、青野は被覆型でも何でもなし。そして持ち出しするには自主財源でやらなければいけないということは、本当に窮状を呈していると思うんですね。アンケートに基づく、きょう私はそういう観

点からさまざま考えて、執行をいつにするかということは別にして賛成だが、ただきょう採択するかどうかということではなくて、きょう出して一か八かということではなくて、もう1週間ばかり時間をとって、その間に湊区等と説明会を開くなり、そうした詳しい説明を、協定書を結んだからほかの問題大丈夫かというそういう心配を払拭するやり方ではなくて、やはり事実に基づいて数字をきちんと示してやっていく。自主財源で持ち出しをすると、やはりさまざまな施策をしていただきたい、きのうもそういう相談を受けたわけですけども、なかなかそれができない。身近なことで数万円規模の事業をやっていただきたいということでも、件数があればそれはできない。そういうことを考えたときに、本当にどういう立場に立つべきかということで、本当に寝ないで考えたわけですけども、そうした点で、場合によっては休憩をとって調整をして、検討していただきたいというふうに思います。

副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 皆様方に本当に真剣に考えてくださっていることは、重々わかります。

ですから、一応うちの方とするならば、すんなりということは、当事者としては当然なんですけれども、一時休憩ということをお願いして、そして皆様方の意思統一をしていただいて、その結果次第また私たちの方ももう一度考え直すと、考え直すというよりきょうのところは出すということになっておりますけれども、皆様方もう一度話し合っていて、そして条件が当然皆様方もあるでしょうから、その条件を出していただき、少なくとも自分たちのごみは自分たちでやらなければいけないというその基本だけは守ってくださらなければ、それは、私今まで言いませんけれども、公務員というのは全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない、本当に私は湊生まれです。そして、お前は湊生まれか、そこまで言われてやっている事業、本当にそういうことまで踏まえてやっているということをひとつ考えていただきたいなど、そして皆様方が大きな目で見ると義務があるということ、議員必携に載っております、今まで言ったことはございませんけれども、代案を持ってこい、それも載っています。ただ反対すればいいという、そういうことではなくて、少なくとも反対するからには代案を持って、そしてこうやればいいじゃないか、それも議員の務めだということを私は言っておきます。

休憩、ひとつよろしく申し上げます。

副議長（石井福光君） ここで審議中ですが、暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

副議長（石井福光君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

副議長（石井福光君） 議第39号の議案審議を中断し日程の変更をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

副議長（石井福光君） 議第40号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

本案は株式会社横浜国際ゴルフクラブに賃貸している土地12万6,368坪の料金改定が先ごろ行われ、現行坪100円を坪70円とすることで合意しました。そのため、歳入歳出それぞれ379万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を894万8,000円とするものであります。したがって、歳出は財政調整基金積み立てを581万6,000円から202万5,000円に減額させていただこうとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

副議長（石井福光君） 発議第4号 石廊崎測候所の有人による存続を求める意見書を議題といたします。

本案は、谷川次重君が提出者で全議員の賛成もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

谷川次重君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 石廊崎測候所の有人による存続を求める意見書、朗読を持って説明にかえさせていただきます。

南伊豆町では、昭和49年伊豆半島沖地震や昭和53年伊豆大島近海地震など大きな地震災害をかつて経験しました。昨今では、東海地震の切迫性も叫ばれています。また、海岸線に山地が迫った箇所も多く、大雨時には土砂災害の危険も高くなります。気象や地震情報は防災活動に活用されているほか、漁業や観光をはじめとした地場産業・レジャー等、住民の生活にとって欠くことのできないものとなっています。

気象庁はいま、全国各地の有人の測候所を、無人化する動きを進めてきています。

南伊豆町にある石廊崎測候所は、現在所長以下三名で観測などの業務を行っていますが、こうした気象庁のすすめる流れをうけ、近い将来無人化になる可能性があることを聞いています。

石廊崎測候所は、昭和14年の開設以来、気象、地震の観測を続けてきています。特に石廊崎周辺を航行する船舶や地元漁民に対して、風や波の情報提供を、瞬時に的確に行っており、これは安全な航行、運営に役立てられています。大地震や大雨時における防災情報の提供についても然りです。

気象庁は、「自動化・機械化」の拡充を理由に無人化を進めてきていますが、こうした的確な情報提供は、機械に置き換えることのできるものではありません。また、機械は故障がつきもので絶対的なものではなく、もし、故障で必要な情報が流れなかったときや遅れたときに、船舶等の安全運行の確保や住民をすばやく災害から守り救うことができるのかが心配されます。

地域の防災体制のさらなる強化、地域住民等へのきめ細かな情報提供のため、下記事項を実現していただくよう要望します。

記

石廊崎測候所を有人により存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先

(〒100-8122) 千代田区大手町1-3-4

気象庁長官 北出武夫

(〒100-8918) 千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館

国土交通大臣 扇 千 景

(〒100-8914) 千代田区永田町1-6-1

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎

以上です。

副議長(石井福光君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長(石井福光君) 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この問題に関しては、一般質問でも提案しましたがけれども、改めて5月21日に議会、町長、そして石廊崎区の代表と気象庁交渉を行って、急遽やってきました。その後の状況を踏まえて、やはり漁業関係者が自分たちも提案があれば呼びかけあれば行きたかったと、その点でこの意見書でもうたってありますが、やはり地場産業、沿岸漁業を営む漁民にとって、安全航行、命にかかわるもので、こうしたことが行革によって切り捨てられることは許されないという点で、この点の漁業者の声を直接気象庁にぶつけるという取り組みをぜひ進めていただきたい。この意見を述べて、賛成の意見とさせていただきます。

副議長（石井福光君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり、本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

副議長（石井福光君） 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務財政委員長、文教厚生委員長及び産業土木委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

散会宣告

副議長（石井福光君） 先ほど中断しました議第39号の審議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって散会し、6月17日まで延会したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。

よって、6月17日まで延会することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時10分）

平成15年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成15年6月17日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議第39号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和雄君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	渡田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君

健康福祉 課長	高野	馨君	建設課長	山本	正久君
農林水産 課長	勝田	悟君	商工観光 課長	飯泉	誠君
生活環境 課長	鈴木	勇君	下水道 課長	佐藤	博君
教育 委員会 事務局長	楠	千代吉君	水道課長	渡辺	正君
会計課長	土屋	敬君	行財政 主幹	鈴木	博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺	修治	主事	勝田	智史
------	----	----	----	----	----

開議宣告

議長（**■**田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

これより本会議第3日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（**■**田国広君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 石井福光君

11番議員 藤原 栄君

議第39号の追加説明、質疑、討論、採決

議長（**■**田国広君） これより議案審議に入ります。

議第39号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議第39号議案につきましては、6月定例会第2日の本会議において、提案説明及び内容説明がありましたが、追加説明がありましたら、お願いいたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日は、ご苦労さまでございます。

本会議第2日に上程し、審議中断しています議第39号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）の追加説明をさせていただきます。

問題となりました最終処分場建設計画に係る委託料について、湊区の実施したアンケート結果では、湊区民の理解が十分でないのでさらに努力をするようご指摘を受け、貴重な時間をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

この間、6月9日付で別紙のとおり一般廃棄物最終処分場建設計画についてのお願いの文言紙を作成し、湊区全戸に配布し、理解を深めていただくとともに、説明会開催の案内をいたしました。6月15日日曜日午後1時より、湊コミュニティーセンターにおいて説明会を開

催しましたが、出席者は湊区 396世帯中区民36名です。その中で過疎債の適用は可能か、また合併特例債は利用したら等の意見が出ましたが、反対の意思表示をなされた方もいないため、皆様のご理解が得られたものと判断いたしました。

なお説明会等の内容につきましては、生活環境課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（**霧田**国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 説明会の模様につきまして御説明いたします。

説明会には、新たに説明を要する事柄もありませんので、初めに説明会を開催するにいたった経過をお話しました。続けて湊区が行ったアンケートで、合併後に持ち越すという項目を選択した方が比較的多く、これが判断を難しくしている面があるため、主に処分場の建設と市町村合併の関係について説明をし、質疑を受けました。

質疑では3名の方から質疑がありました。いずれも区の評議員の方であります。内容は、1つは施設の完成は何年度を見込んでいるかということ、2つ目は最終処分場の規模、埋め立て期間と焼却灰エコセメント化計画の関連についてということであります。3つ目は施設建設費の財源として過疎債が使えないか、合併特例債を使えば元利償還金の75%が交付税に算入されるのではないかということ、4つ目には、地元要望に対しての対応はということでありました。

以上です。

議長（**霧田**国広君） これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） まず今の最終処分場の問題について、1点確認をしたいと思いますけれども、この計画が浮上して、時期は覚えていませんけれども、大手ゼネコンの大林建設の営業が住民のところを回ったという話を、担当の係長に確認したらそれは事実だということでありました。それに関して、私はそういうことをやったところを、もちろんこの問題は測量委託の問題でまだまだ実際に進めていく上で、プロセスがあるわけですが、そうしたところには厳しく注意すると同時に、指名から外すようにすべきだというふうに思いますが、その点についての見解を、事実の確認をされているのかお答えをしていただきたいと思います。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の指摘事項、初めて私は聞きました。実際、そういう情報は入っておりません。

議長（~~栗~~田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） それは確認しましたので、ぜひ後日回答をいただいて、もうはなからそういうところは外すと、そういうことが住民の間に誤解を生んでいるということがありました。もう1つこれに関してですけれども、一般廃棄物ということで、いわゆる営業されている方に対するごみの手数料ですね、この問題で実態と合わない料金設定、徴収があるということで、随分指摘がありました。こうした問題は、改善すべきではないかというふうに思いますけれども、この点、担当の方はどのように考えておられるか、お答えしていただけますか。

議長（~~栗~~田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） お答えします。

現行の廃棄物処理手数料ですが、これは直接搬入に対してそのつど徴収する分と、大量の厨芥ごみを排出する旅館、民宿、あるいは事業所から収容人員とかごみの排出量に応じて月額で徴収する分の2本立てになっております。しかし、旅館、民宿あるいは商店から徴収している分については、営業期間等の経営形態の実態把握が困難な部分があります。したがってごみの排出量が処理手数料に正確に反映されていない状況があるかと思えます。したがって、近隣市町村の例を参考にして、見直しをすることを検討したいと思えます。

議長（~~栗~~田国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 今冒頭町長のあいさつの中で、6月15日の日曜日に行われた説明会の中で私もオブザーバーとして、議会人の一員として責任があるので傍聴させていただきました。37名で質問者は3名、私も存じております。全部証拠としてテープにとってあります。

それで一応理解が得られたと、町長の意見ですが、それは見解の相違で、質問したのはたしか反対者じゃないかなと思うんですが、その中で私は理解が得られたとはものの考え方の中でいろいろあると思うんですけれども、私は理解が得られたとは思っておりません。なぜかといいますと、アンケートの中で賛成が46の反対が73ですか、その人が73あった中で、26%あった中で、37名というのはどういうわけで37名しか来ないのはその理由がわかりませんが、それと要するに質問の内容が、選択肢の中に合併後に持ち越すという回答だったですね、あの時回答したわけなんです。これは考え方がいろいろあって、見解の相違ですからいろいろあると思うんですがこれがポイント、一応説明は終わったんですが、要するに私が

言いたいのは、要望書の中にこれは全員協議会でも質問したんですが、3月21日に南伊豆町長あてに湊大山地区住民地主の要望書というのが出ていますね、3月の21日に出ていますね。これについて結論から言うと、やはり私もまた再確認したんですが、地元の人というのはほとんど了解が4名の印鑑は押してあるんだけれども、流れによって私は後からきたからしょうがないから賛成したんだとか、理由がないから押したんだという意見が強くてそれはそれでいいんですけども、この要望書の中に下記の条件が満たされるならば反対ではありませんと書いてありますね。南伊豆町長殿となっている中で、いろいろ書いてあって、下記の条件が満たされるならば反対ではありませんと。

そこで第1点が将来外部、他市町村からの搬入はしない、これは説明の中で湊区と町が協定を結んでおけば絶対外部からは入ることはないという回答が、全員協議会でも説明がありました。これは信用していいとしたけれども、問題は2から4まであるわけですね。街路樹及び土地境界の植栽これは全員協議会で言ったからしつこく言いませんが、街路樹貯水槽及び学校への温水利用、4番目に現在稼働している施設だけでも、よって大山地区で生活しているものではなく、土地所有者に対しても同意を求めてほしいというのが書いてある、要望書の中で。この要望書は誰がもってきたか聞いてみたところが、役場の環境課の職員がこれを持って回って印鑑を押したという、聞いたところによりますと。この書類は。僕は名前はいいません。環境課の職員がこの紙を持って印鑑を押したということは、これは1つ事実なんです。それはそれでいいとして、要するにこの要望が満たされなければ、反対じゃありませんというの、これが入った状態において2から4までのものが満たされ状況の中で反対しませんということなんで、私の一番危惧するのはあなたたちがこれからこれから29年までも町長や助役をやっているわけじゃないんですよ。当然町村合併があれば町村合併の中の市長やそれが決めることなただけ、果たしてこれが要望書が今の2から3のこの項目は果たして満たされるのか、まだ先の話ですから、あなたたちが平成29年までやっているのであればこれはいいんですけど、これが果たしてコミュニティーが全然これについての話がないわけですね。ただ2項目についてのものしか説明がないので、一番問題になるのはこれに書いてあるとおり、満たされれば反対しないと書いてあるんで、この問題について実は果たしてある人はこの中の地権者の人はですね、やはりこれは要望書であって、確実なる同意するのか、そういうものの忠実なる署名が合併しても、あるいは町長、湊区、弁護士とかというものの正式な署名と捺印がなければ、これはできなかった場合には、これは要望書だった、要望があったけれどもできなかったということで流されては困るという意見が実はあったん

ですよ。これはそういうことの中で、その前もこれは誰が書いたかわからないと前に助役説明しましたね。この文書は誰が書いたかわからない、これはわからなくていいですよ。それとその中で例の、名前言うなら名前言いますけれども、谷世津子さんの地主で佐藤武さんが住んでいるわけですね。住んでいる人は猛反対しているわけです。地主は念書を取ってきて、念書の写しもあります。これは5月30日付であります。この念書はどういうことかという、結論は29年までにいろいろ広域でできるからそれまで使用するものであって、永久的に使用するものではありませんと念書ただそれだけですね。町長と谷さんの念書ですから。結論はただそれだけで、29年までであとはそこはもう永久に使わない、廃止ですと。

それと第1点は私がいろいろと説明の中にあっただんですが、県で広域的にあれするのが20年から稼働すると言っていましたね。20年から稼働すると言ったときにいろいろやり取りの中で、私もわからなかったんですが、要するにストックヤードとして、南伊豆の場合は15年間あそこに保管できますよという計画の中で、出てきたわけですね。それできのうの質問の中で、じゃあ途中でそれを搬出すると、たまったものについてある程度たまれば出すんだという回答があったような気がするんですが、1点だけ伺いたいんですが、要するにあそこにそういうことをする必要ないわけです。自分らでストックしておけばいいわけですよ。わざわざこっちにたまったものをわざわざ金を出して外部に排出する意味はないんじゃないかというのが1点。

それと、あそこを例えば15年先に満タンになった場合に、それにふたをしてあとスポーツ施設にすることも可能だよと言っていますよね。その灰はどこかに持っていく場合、別の土をそこにに入れて上にかぶせるちょっとその辺が説明の中ではっきりしないんですが、たまったものを満タンになった焼却灰をコンクリートのふたをして、その中のものを全部どこかに持って行って別の土に入れてあれするのが、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（**田**田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 最終処分場をつくって、そこに廃棄物を埋め立てる場合と、業者に委託するとかあるいはエコセメントの扱いに出す、その場合を比較しますとそれぞれ一長一短があって一概に言えないところがあります。処理費用だけを考えますと、業者に委託した方が現行では安いですが。ただ最終処分場をつくるには補助金がありますし、起債に対しては交付税が。

9番（石井福光君） それはいいから聞いたことだけ言ってください。

生活環境課長（鈴木 勇君） 安定的に埋め立てる場合は、最終処分場に持っていった方が

いいです。それから、ごみがそこに残らないという面では運び出した方がいいと思います。そういったことがありまして、最終処分場の使い道については、そこに埋め立てた分も当然あると思います。セメントの原料にならないものは。エコセメントの処理費用が今の時点では幾らになるかはっきり決まっておきませんので、そこらが出てきた段階で使い方も多少は変わってくると思います。

議長（**霧田**国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 要するに、いっぱいになる途中において運搬するのか、エコセメントとしてある程度、そのまま置いておくと15年に満杯になるものを途中で運搬するのであれば、50年も60年もストックヤードとして置くのであれば、それで持つわけでしょう。満タンになるまでどんどんある程度の輸送するだけの量のものを運搬するのであれば、当然、10年でも30年でも40年でも置けるわけでしょう。運搬するんで中が空になれば、今まで15年というのは、そこに入れっぱなしにしておくから15年で満杯になるよ、途中できのうのコミュニティーのあれで、持ち出すのであれば、本当に今のままで延びるわけでしょう。そこが恐らく今後の問題でしょうけれどその点、1点わからないということなんですかね。それはどうなんですか。

議長（**霧田**国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、石井議員が指摘のように20年、30年、40年といいますがけれども、私たち最初にあいさつさせてもらったのは、県の方の指導によって平成29年度までは今の清掃センターの施設を使うよと、ですから残渣は当然南伊豆のものは南伊豆で管理しようというそれが前提条件になっているということで、私あいさつをしましたもので、今、石井議員が指摘するように、40年、50年というのはちょっと私考えておりません。

議長（**霧田**国広君） 石井君。

9番（石井福光君） それはわかりました。先ほど質問した中で、2項目から4項目についてこれはあくまでも要望書であって、この確約したものが果たしてこの先合併になったときに効力を発揮できるのか、その点を大体その辺をあなたたちも何期もいるわけでないんで、その辺のところを、それがなければ反対しているわけだから、それができなければ反対、それができた状況の中で賛成しているわけだから、それができなかったときはどうするか、誰が責任持つのかということ、その辺を伺いたい。

議長（**霧田**国広君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、石井議員のおっしゃる要望書の中の1から4項目、これについてはご承知のように一部既にやったところがあります、貯水槽、防火用水。それで後の件につきましては周辺整備、これについては今後設計の中で取り入れて、それであそこの町道登記、周辺整備、それから施設の周辺整備は、この最終処分場設計の段階で、この要望書を出された周辺の皆さんと協議しながら要望を取り入れたいくそういう形で、ですから工事等が終了すると同時に、ほとんど要件が満たされるような形になります。

だからできた後、新しい町村合併して市になってから継続してやる事業ということではなくて、この施設と同時にやるつもりで計画を立てておるつもりであります。

議長（田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 今も出たけど、地域の要望というのは十分わかるんですよ。要望が満たされなかったときに、大山地区住民が言葉は悪いですがだまされたという格好になった責任は誰が負うのか。要望書が上がってれば協定書というんですか、湊区、役場、弁護士、仲裁に弁護士を入れるのか誰を入れるのか我々にはわからないんですが、そういう正式な文書ではないと要望した後は、それ聞いたらこう言ったよ、うるさくなったからこれできなくなったというような結果が出たときに、誰が責任を負うかという心配が1つあるんですよ。それ大丈夫ですね。

助役（稲葉勝男君） 大丈夫です。

9番（石井福光君） それは議事録に載っているからわかりました。

それと私はつくることに反対しているわけではないんです。当然町で出すごみだから。あそこにつくるもどこにつくるも、当然だと僕は言っているわけです。初めは確かに12カ所あった中であそこを選んだということは、これは要するに大山の住民がある程度要求して賛成するのであればということであれば、その後については説明がないと聞いたのも延会したのも新聞で見たとおり、地域住民の説明不足だということが当然載っている。それは15日に37名というのが入っていますので疑問を感じるんですが、これは事情がいろいろあったでしょう、あったから日曜日だったから来なかった人もあるだろうし、それはわからないものだから、だからそこで、要するに37名の中でも反対者がなかったというのは、ちょっとおかしいかと思うんです。あのとき反対と賛成の決をとったわけではないんで、意見として出たんですから、その対処によって町長は賛成するだというのはそれは見解の相違ですから、それはそれで私はいいと思います。

それと1点、もう1度お伺いしたいんですが、この念書これは前は役場においては意見が

あったときは意見書を出しなさい、縦覧は1ヵ月ありましたという中でありました。意見は1つもなかったというような回答があったんですが、実は谷さんは、私は大勢の中で発言するあれもないもので、その前に行って現実に意見書を町から出しなさいよという回覧がきたんで、その回覧を見て意見書をすぐ環境衛生課にもっていったと、だけれど回答がないもので、多分そのときの回答が、町長もこの意見書については見ていますよという回答があったというんです。それで、ずっと延び延びになって、これは5月30日付ですからこの3日くらい前ですか、あなたは4月28日ごろに行ったのは、この中のある議員がその人に言われて、ある議員があなたに言って、それであなたたちあわててこの谷さんのところに来て念書をとったんですね4日前に、これ事実ですね。これは私確認しているんだから、要するになぜ意見が出たときに意見がないと言ったのか、意見があったとなればなぜ回答しなかったのか、なぜ報告しなかったのか、そういう意見があったことを報告しなかったのか、職務怠慢も甚だしいと思いますよ僕は。

議長（田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変なお怒りわかりますけれども、環境アセスに対する要するに意見というのは、生活保全上の見地からというそういう前提があるわけです。それはご存じですか。

9番（石井福光君） 全体の意見として。

町長（岩田 篤君） いやいやそうじゃなくて、知っていますか。

9番（石井福光君） 環境については。

町長（岩田 篤君） 美的感覚、要するに環境の保全上の立場から谷さんが言っているんじゃないくて、要するにイメージ的にダウンするとか、そういう内容で言っているわけなんですよ。ということは、既に最終処分場があるんです。そして右側の山のほらの中へつくと私たちは言っているわけなんです。そしたら私は、生活保全上の見地から、この意見は取り上げる必要がないという判断をいたしました。

議長（田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 今の意見というのは、環境アセスが通ったということに対する意見それは承知してます。けれど、総体的な中で例えばそれは別であろうと、総体的な意見が出たものについては、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、ある議員があなたたちに言われてあわてて念書を取りに行ったのは事実ですよ。そこを言っているんです。要するにそういう町民の意見

が出た以上はいつときも早く回答を出すのが使命じゃないですか。そこを僕は環境アセスつけたけれども、処分場の環境の問題について意見が出ているわけだから、その回答は何であろうと即刻回答すべきじゃないかということを僕は言っているんです。

議長（田国広君） 助役。

助役（稲葉勝男君） ただいま石井議員のおっしゃるとおり、事実です。

それで、確かに谷世津子さんからこういう話がありましたということは聞いています。そのとき担当の方でこれこれこういうわけだよという説明をしたと、これに対してじゃあどうこうという話もなかったということで事実こちらから伺って話を再度することもしませんでした。これは確かに事実です。それで石井議員がおっしゃるとおり、ある議員の方に行き会ったとき町にこういう話をしたんだけど、そういうあれに対して回答がないよということで、それで私の方もそれは本当に申し訳なかったということで行ってそれで1時間半くらいご主人とそれから本人と我々環境課長とそして主幹と3人でひざを詰めた話をしまして、それで最終的にはそこに石井議員が持っておられる念書を交わすということで、私は別に29年以降は施設がなくなるということであれば当然協力しますというお話をさせていただきました。事実です。

議長（田国広君） 石井君。

9番（石井福光君） 今まるっきり助役が言ったのは、真実です。私もさっきあなたと課長と主幹が来て、彼も商売しているんでやはり町のどこかに収容しなければならぬんだとだから商売もしているし、町にも世話になっているし、町のことだから私はそういうものには了解しますよと、確かに助役の言ったとおりです。しかし、やはりすべて今後この問題ではなくて、いろいろな問題があったときに、やはり意見書として出した以上は即刻各担当課長誰でも構わないから、当然出すのは義務だと思うんです。それは1点だけあれしてください。

それに関連して先ほどの議員の話の中であつたんですが、これは私名前は言いませんがその会社の同級生なんです。組の同級生が突然来て、去年の秋ごろの話ですが来て、何で珍しいな初めてきたところが、今度最終処分場は私のところでやらせてもらうことになるから、よろしく頼むということを書いていたよ名前は明らかにしません。これはいろいろ問題ありますから両方の問題になりますから。ある職員が同級生だったものですから来て、これは最終処分場をすることになるからということと、何かうわさによると次の最終処分場はここでやるんだと要するに設計は、私が去年の12月ですか質問した中で、設計の会社に不正があつたという話はまだ結論は聞いていないんですが、そういうものを私は一般質問の中でしたと、

それが設計に入ってもある組が組んでやるということは、既に決まっているといううわさもちまたでも聞くわけです。これはそういうデマかなにかわからないですけども、私の後輩のところに行って、来年は最終処分場は私のところでやらせてもらうということは、言っている以上は、今後例えば今、そういうものが結果的にやるようになって、入札して施工したことになる、これは責任問題、いろいろな問題が出る可能性があると思うんで、その1点で、それは先の話だからいいでしょう。そういううわさがあるのは事実でこれは私のところでやらせてもらうという話も聞いているし、これは別の話でしょうけども、そういうものもあるんで、この1点だけ申し添えておきたいと思います。

以上です。

議長（**霧田**国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（**霧田**国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（**霧田**国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 賛成であるんですけども、1点、今の一般会計の最終処分場の基本設計委託に関して意見を述べておきたいと思います。

今回この計画が出て、さまざまいきさつがありながら、途中で合併の問題等々が決まっていなくてもかかわらず、判断を狂わせてきたということもありました。もとより、いわゆる迷惑施設という中での施設で、中身は随分強い指摘をしたこの数年間、した経過、全国でも10例しかないという、現状で考える限りでは最善のものが計画をされてきたわけですけども、やはり手続、住民への納得、説明という点ではこうした測量設計をする際、また終わった後でもそれを続けていただきたいと、また議論でもありましたように、地元住民の要望という点は、この点に関して説明会では一定の見解が示されましたけれども、やはり住民の願いに対してはきちんとひざ詰めで話をして、誠実な対応をしていただきたいというふうに思います。

またこの先の話でありますけれども、工事の問題、業者選定、あるいは入札等々に関して

は、まだまだ町の執行部に対する、疑念というものが住民の中にある、そういうものがこうしたものの取り組みの判断を狂わせているという点も指摘せざるを得ません。こうした点を踏まえて本当に住民に情報を明らかにしながら、また疑問に対しては誠実に対応して取り組みを進めていただきたいし、また私の方もそうした点を見守って、監視をしていきたいという意見を述べさせていただきます。

議長（田国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 反対と賛成が逆になったのですが、私は一応反対の立場で討論させていただきます。

要するにスタート時点から、住民説明不足ということの中で、73の反対者がいたにもかかわらず、37人があったということは、私もさっき述べたようにいろいろ理由はあると思いますが、46の賛成あったのですが、その反対者の立場を考えたときに私は賛成するわけにいきませんし、一応反対の討論といたします。

議長（田国広君） 大野君。

14番（大野良司君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

長年、青野区の区民の方々に大変産業廃棄物に対するご理解をいただきました。しかも2年間にわたって延長していただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

賛成の理由といたしましては、みずから出したごみはみずから片付けるということでありますけれども、場所の選定について今まで議論がされて、いよいよ採決の場に持ち込まれるわけでありますけれども、場所はどこであれ、公害が出ないという確信が得られるならば、賛成せざるを得ないと思っております。

1つ指摘するならば、公共事業というのは、法にかなうか、それから理にかなうか、最後に情けにかなうか、この3つができたときはじめて公共事業がスムーズにできると思っております。そういった意味で、法は法だから住民が反対してもおれたちはできるんだ、こういう高飛車な姿勢だけは今後持たないでいただきたい、こういうことを指摘して討論にいたします。

議長（田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（田国広君） ほかに討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（田国広君） 賛成多数です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（田国広君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成15年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時07分）